

青森県国民健康保険運営方針(改定素案)

令和 年 月

青 森 県

目 次

■はじめに	1
■第1章 国民健康保険の医療に要する費用の見通しと財政の状況	
1 被保険者数及び世帯数の状況	2
2 医療費の状況と今後の見通し	4
(1) 医療費の状況	4
(2) 医療費の今後の見通し	12
3 国民健康保険財政の状況と財政運営の基本的な考え方	13
(1) 国民健康保険財政の収支の状況	13
(2) 国民健康保険財政運営の基本的な考え方	14
4 赤字削減及び解消の取組	15
(1) 「赤字」及び「赤字市町村」の定義	15
(2) 赤字削減・解消計画の策定	15
(3) 決算補填等目的以外の法定外一般会計繰入金について	15
5 財政安定化基金	15
(1) 市町村に対する貸付	16
(2) 市町村に対する交付	16
(3) 県による取崩し	16
6 国民健康保険事業におけるPDCAサイクルの推進	17
(1) 概要	17
(2) PDCAサイクル推進に対する県による助言	17
■第2章 国民健康保険事業費納付金及び保険料の標準的な算定方法に関する事項	
1 市町村の保険料等の状況	18
(1) 1人当たり保険料の状況	18
(2) 保険料の算定方式	18
(3) 保険料の応能・応益割合	19
2 保険料水準の統一についての方向性	19
3 納付金の算定方法	20
(1) 納付金の算定方式	20
(2) 医療費指数反映係数 α	20
(3) 所得係数 β	20
(4) 高額医療費の調整	20
(5) 賦課限度額	21
(6) 保険者努力支援交付金（県分）の取扱い	21
(7) 特別調整交付金の経営努力分（経過措置）の取扱い	21
4 標準保険料率	21
(1) 都道府県標準保険料率	21
(2) 市町村標準保険料率	21

5 市町村標準保険料率の算定	22
（１）市町村標準保険料率の算定における応能・応益割合	22
（２）標準的な収納率	22
6 激変緩和措置	22
（１）県繰入金による激変緩和措置	22
（２）特例基金の繰入による激変緩和措置	22

■第３章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

1 収納率及び収納対策等の状況	23
（１）保険料収納率の推移	23
（２）納付方法別世帯割合と保険料収納率の状況	25
（３）滞納世帯数の状況	25
（４）短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付状況	26
（５）収納対策の実施状況	26
（６）滞納処分の実施状況	27
2 収納率向上に向けた取組	28
（１）収納対策プランの策定及び実施	28
（２）収納体制の強化	28
（３）納付環境の整備	28
（４）短期被保険者証及び被保険者資格証明書の適正な交付	29
（５）財産調査・滞納処分の実施	29

■第４章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

1 レセプト（診療報酬明細書）の審査及び点検	30
（１）市町村のレセプト点検の実施状況	30
（２）市町村のレセプトの審査及び点検の充実	30
（３）県によるレセプト点検の実施	30
2 第三者行為求償事務の取組	30
（１）周知広報の強化	30
（２）発見手段の拡大	30
（３）国保連合会等との連携強化	30
（４）第三者求償事務アドバイザーの活用	30
3 保険医療機関等への指導及び診療報酬等の返還事務	31
4 療養費の支給の適正化	31
（１）柔道整復施術療養費及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費	31
（２）海外療養費	31
5 高額療養費の多数回該当の取扱い	31

■第5章 医療費適正化の取組に関する事項

1 医療費適正化の状況と取組	32
（1）特定健康診査及び特定保健指導の実施	32
（2）メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少	33
（3）糖尿病性腎症の重症化予防	34
（4）データヘルス計画の策定・推進	35
（5）喫煙防止対策	35
（6）重複・頻回受診者等に対する訪問指導	35
（7）後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進	36
（8）医薬品の適正使用	36
（9）医療費通知の実施	38
（10）その他予防・健康づくり	38
2 高医療費市町村に対する助言等	38

■第6章 市町村の国民健康保険事業の効率化に関する事項

1 保険者事務の取組	39
2 市町村事務処理標準システム	39
3 医療費適正化の取組	40
4 収納対策の取組	40
5 保健事業の取組	40

■第7章 保健・医療・介護・福祉・その他の関連施策との連携に関する事項

1 地域共生社会の実現に向けた市町村国保の主体的な取組	41
2 市町村に対する県の役割と支援	42

（参考資料）	44
--------------	----

1 青森県国民健康保険運営協議会委員名簿	45
2 青森県国民健康保険運営方針改定の経緯	45

■はじめに

国民健康保険制度は、被用者保険に加入する者等を除くすべての地域住民を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険制度の中核として重要な役割を果たしてきたところであるが、被保険者の高齢化・低所得化、医療費の増嵩などにより、特に小規模保険者において財政が不安定になりやすいといった構造的な課題を抱えてきた。

こうした課題に対応するため、平成 30 年 4 月 1 日施行の改正国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）により、平成 30 年度から、都道府県が市町村とともに国民健康保険制度の運営を担うこととなった。

本県では、県と市町村が一体となり、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業その他の保険者事務を共通認識のもとで実施するとともに、国民健康保険の安定的な財政運営及び国民健康保険事業の効率化を推進することを目的とし、国民健康保険事業の運営に関する統一的な指針として、国民健康保険法第 82 条の 2 に基づき、青森県国民健康保険運営方針を平成 29 年度に策定したものである。

策定から 3 年が経過した今般、本県の国民健康保険事業における新たな統一的指針を示すため、これまでの取組状況に係る検証を踏まえて本運営方針を見直し、改定を行うこととした。

県及び市町村は、今後、改定後の運営方針に沿って国民健康保険運営の事業を実施するとともに、国民健康保険の安定的な運営に向けた環境整備を図る。

また、改定後の運営方針は令和 3 年 4 月 1 日から適用することとし、3 年を目安に見直しを行うこととする。

本運営方針の見直しにあたっては、国民健康保険の被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険代表を構成員とする青森県国民健康保険運営協議会での審議において、運営方針に基づく取組状況の検証・評価を行い、その結果に基づいて行うこととする。

また、本運営方針に基づく施策の実施、事業運営上の課題解決のための検討及び本運営方針の見直し並びに情報の共有のため、必要に応じて青森県国民健康保険市町村等連携会議等により意見交換及び意見調整を行う。

■第1章 国民健康保険の医療に要する費用の見通しと財政の状況

国民健康保険財政を安定的に運営していくためには、これまでの医療費の状況を把握し、今後の見通しについて県と市町村が認識を共有することが重要である。

そのため、本章において、国民健康保険の医療費の見通しと財政状況等を示すものである。

なお、本章の図表に使用されている数値等は、特に断りのない場合においては国民健康保険に係るものとする。

1 被保険者数及び世帯数の状況

本県の令和元年度末現在の市町村国保は 40 保険者となっており、被保険者規模別に見ると、被保険者数が 2 千人未満の保険者が 13 保険者、2 千人以上 5 千人未満の保険者が 16 保険者となっている（表 1）。

また、本県の令和元年度末（県速報値）の市町村国保の世帯数は 191,198 世帯で対前年度比 2.4%の減少、被保険者数は 301,632 人で対前年度比 3.7%の減少となっている（図 1）。

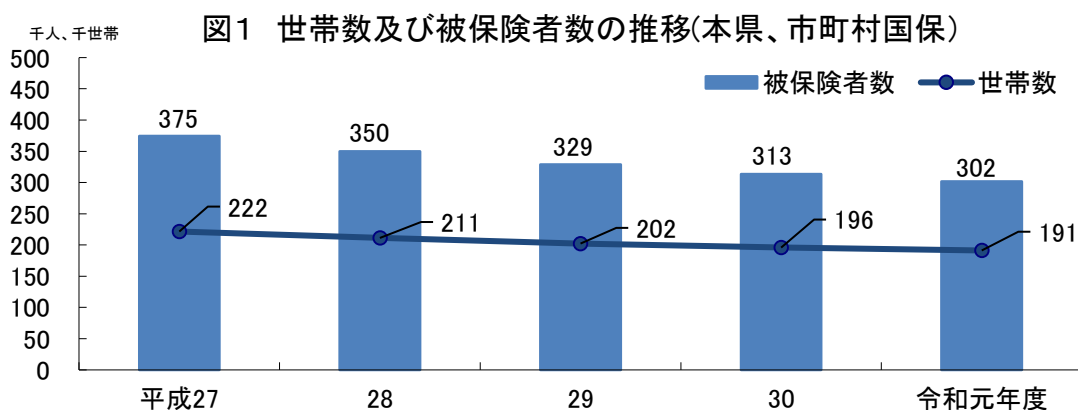
なお、国民健康保険の被保険者数は、これまでも実施されてきた被用者保険の適用拡大により減少してきたところであるが、今後の適用拡大¹により、さらに減少することが見込まれる。

表 1 被保険者規模別保険者数

（単位：保険者、％）

被保険者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
5万人以上	3	2	2	1	1
1万人以上～5万人未満	6	5	5	6	6
5千人以上～1万人未満	7	6	5	4	4
2千人以上～5千人未満	17	19	18	16	16
2千人未満	7	8	10	13	13
（再掲）1千人未満	6	6	6	6	6
計	40	40	40	40	40

出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）、令和元年度は県速報値



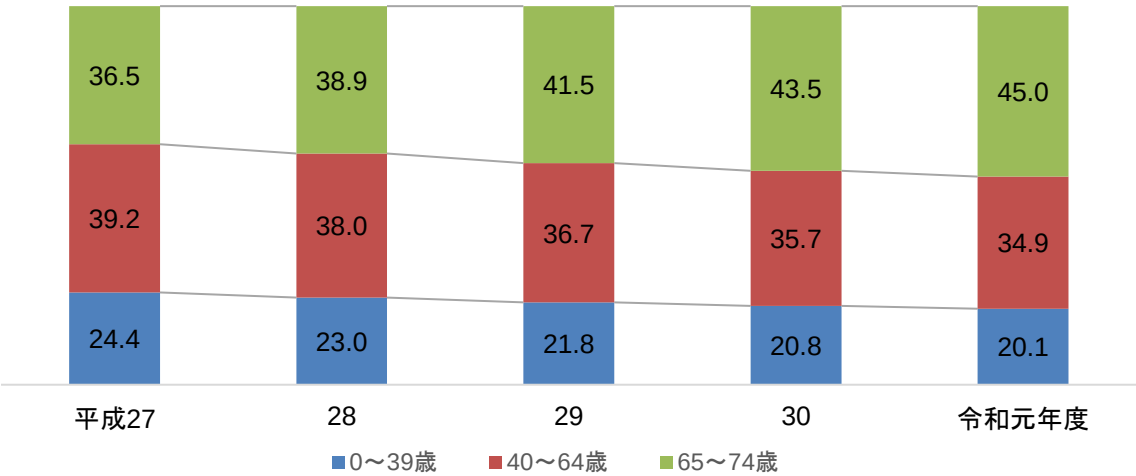
出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）、令和元年度は県速報値

¹ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）により、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者被用者保険の適用拡大等の措置が講じられた（令和 4 年 10 月 1 日施行）。

本県の被保険者総数に占める 65～74 歳の前期高齢者の割合は、平成 27 年度の 36.5%から令和元年度には 45.0%と 8.5 ポイント上昇しており、被保険者の年齢構成においても高齢化が進んでいることがうかがえる（図 2）。

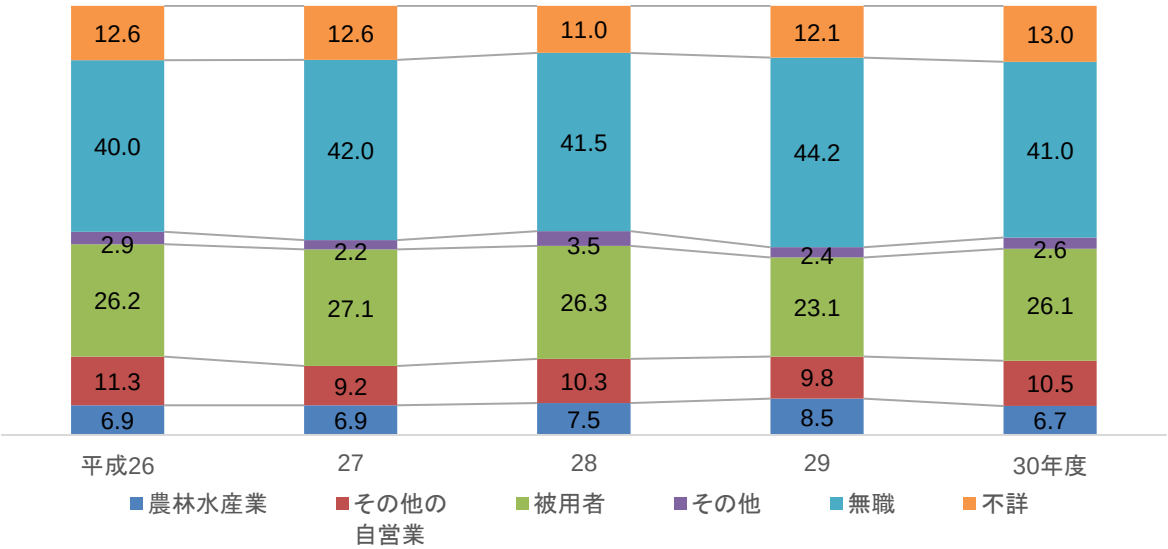
また、世帯主の職業構成割合は、無職者の割合（41.0%）が 4 割程度と、最も大きくなっている（図 3）。

図2 国保被保険者の年齢構成の推移（本県、単位：％）



出典：国民健康保険実態調査（厚生労働省）

図3 国保世帯主の職業構成割合（本県、単位：％）



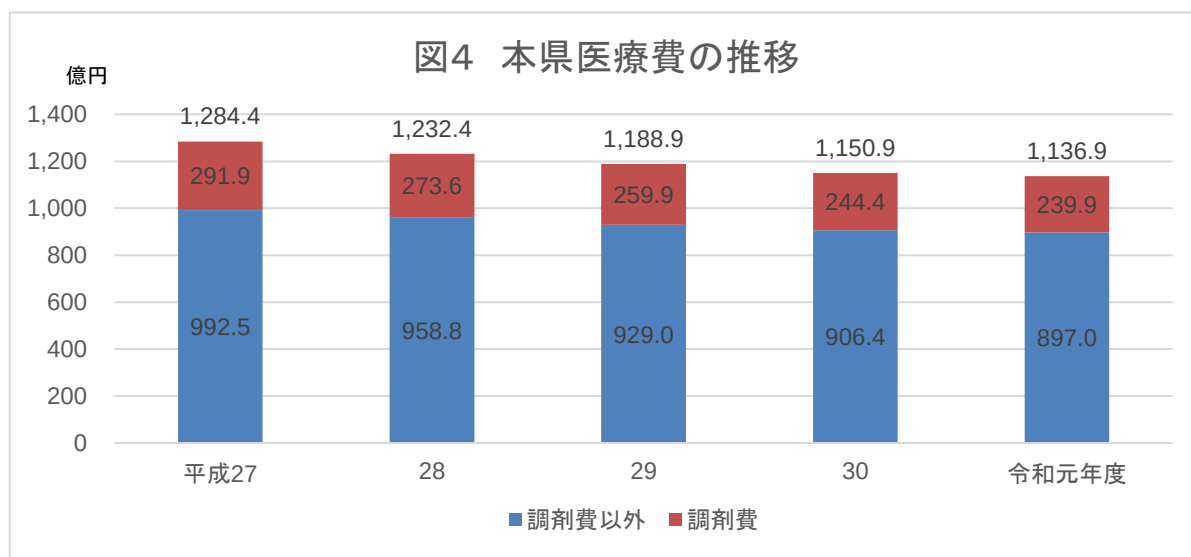
出典：国民健康保険実態調査（厚生労働省）〔世帯を一部抽出し調査〕

2 医療費の状況と今後の見通し

(1) 医療費の状況

① 本県医療費の推移

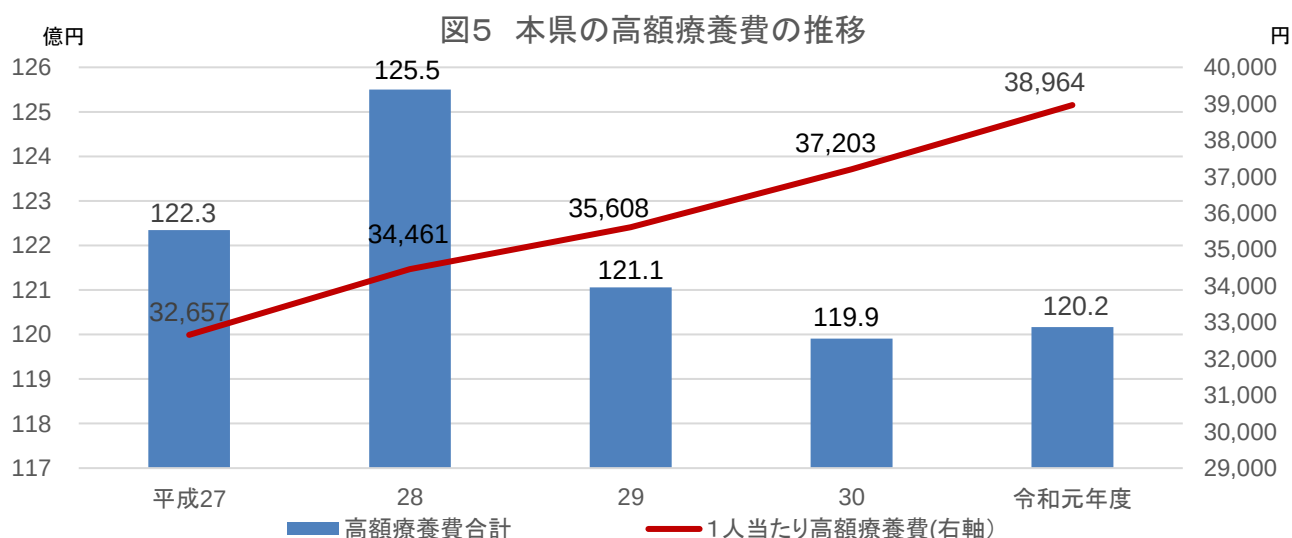
令和元年度の本県市町村国保の医療費総額は1,136億9千万円となっている。被保険者の高齢化や、医療の高度化を伴いつつも、被保険者数の減少を背景として、医療費の総額は減少傾向が続いている（図4）。



出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）、令和元年度は県速報値

② 本県の高額療養費の推移

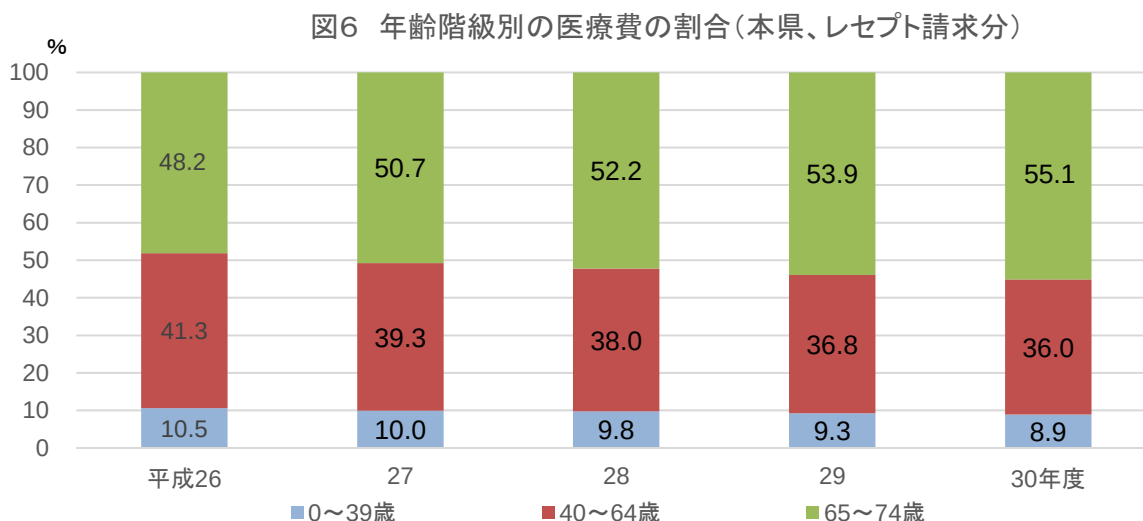
令和元年度の本県市町村国保の高額療養費は120億2千万円となっている。高額療養費は平成28年度までは増加傾向が続いていたが、平成29年度以降は横ばい状態にある（図5）。
なお、1人当たり的高額医療費は、上昇傾向が続いている。



出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）、令和元年度は県速報値

③ 年齢階級別医療費の状況

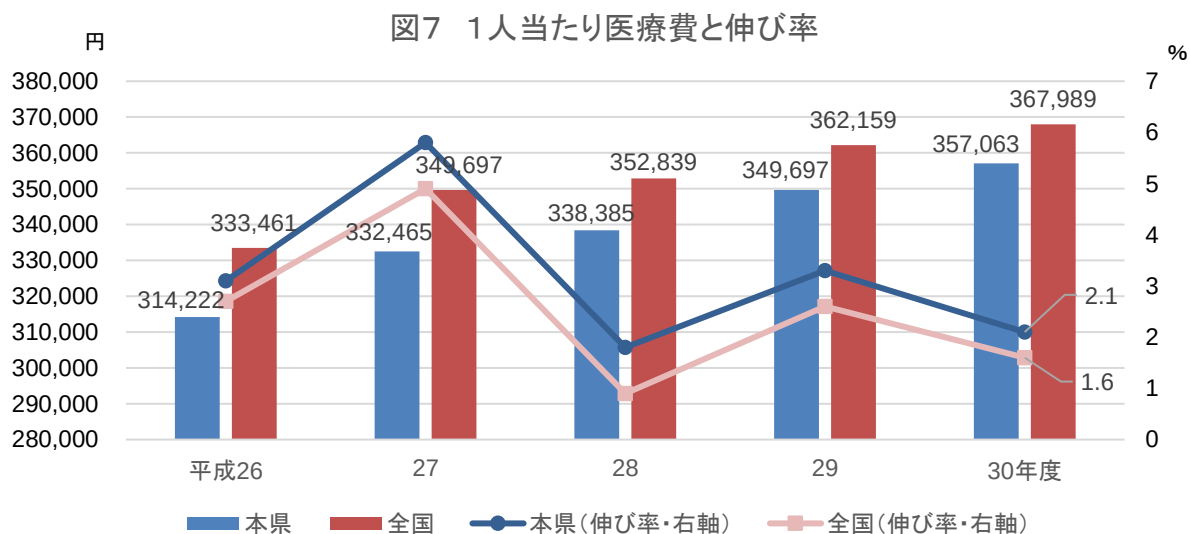
本県市町村国保の年齢階層別の医療費の割合は、0～39 歳が全体の 1 割弱程度、40～64 歳が 4 割弱程度となっている。被保険者の高齢化に伴って、65～74 歳の医療費は平成 26 年度の 48.2%（612 億 8 千万円）から平成 30 年度には 55.1%（629 億 4 千万円）となっている（図 6）。



出典：医療給付実態調査（厚生労働省）

④ 1人当たり医療費の状況

本県市町村国保の被保険者 1 人当たりの医療費は、各年度とも全国平均を下回っているが、伸び率は全国平均を上回っている（図 7）。その結果、全国平均と本県の 1 人当たり医療費の差額は減少傾向が続いている。

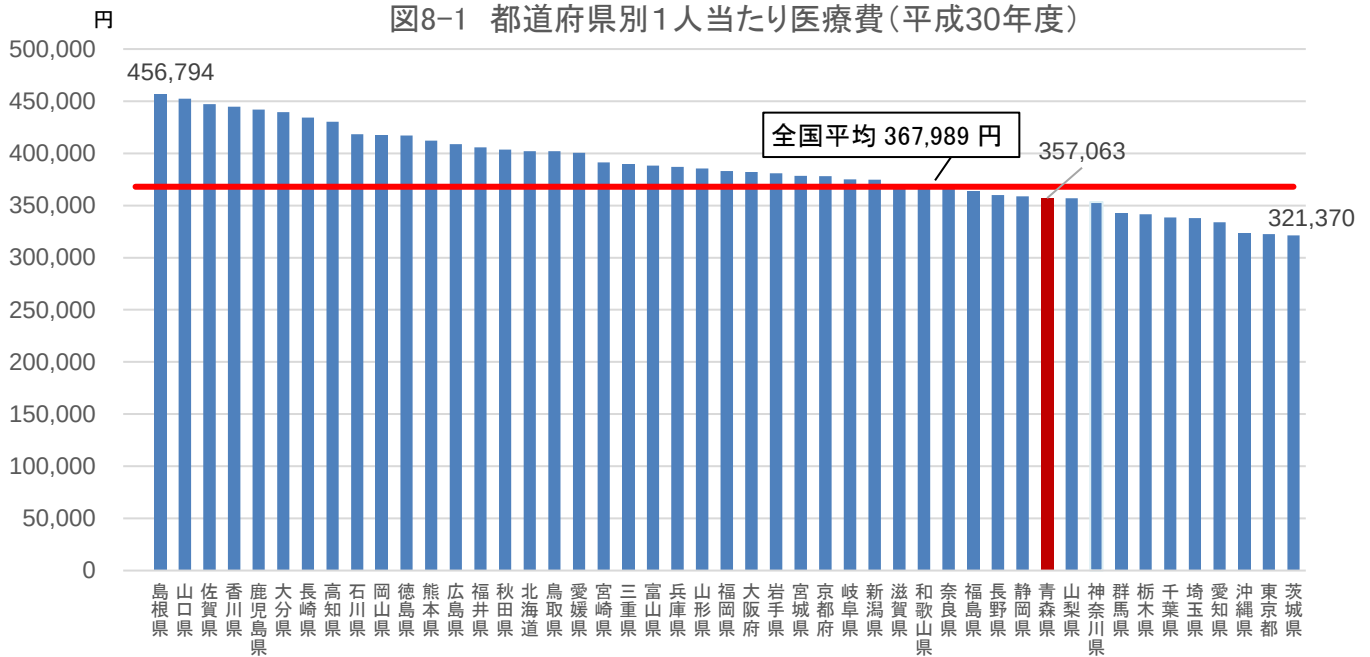


出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）

平成30年度の本県市町村国保の1人当たり医療費は357,063円（全国第37位）であり、全国平均（367,989円）の0.97倍、最も高い島根県（456,794円）の0.78倍となっている（図8-1）。

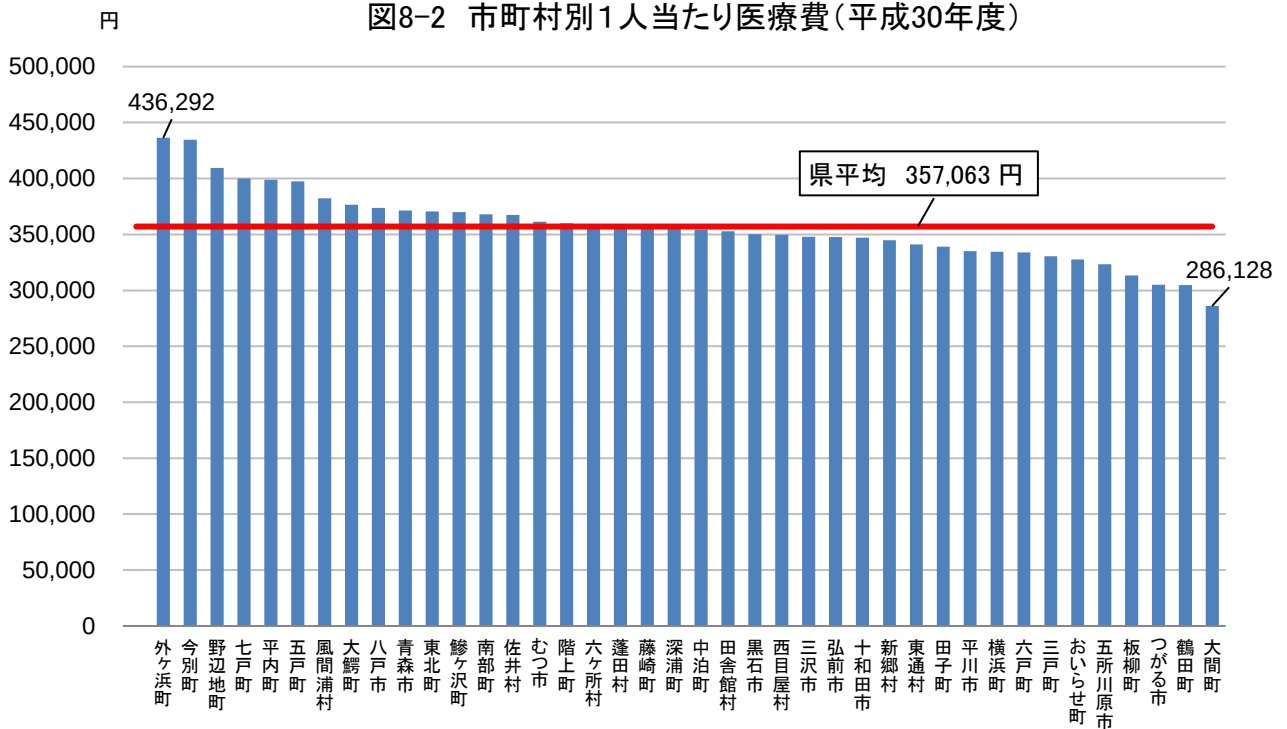
また、平成30年度の県内市町村別の1人当たり医療費は、最も高い外ヶ浜町（436,292円）と最も低い大間町（286,128円）では1.52倍の差が生じている（図8-2）。

図8-1 都道府県別1人当たり医療費（平成30年度）



出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）

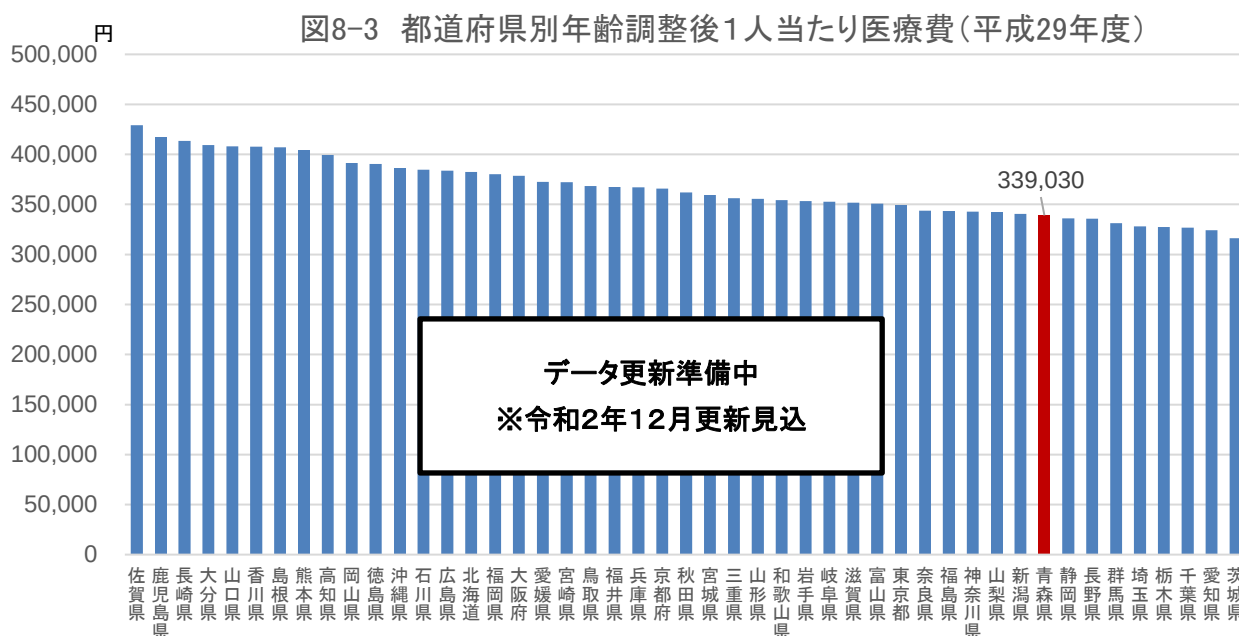
図8-2 市町村別1人当たり医療費（平成30年度）



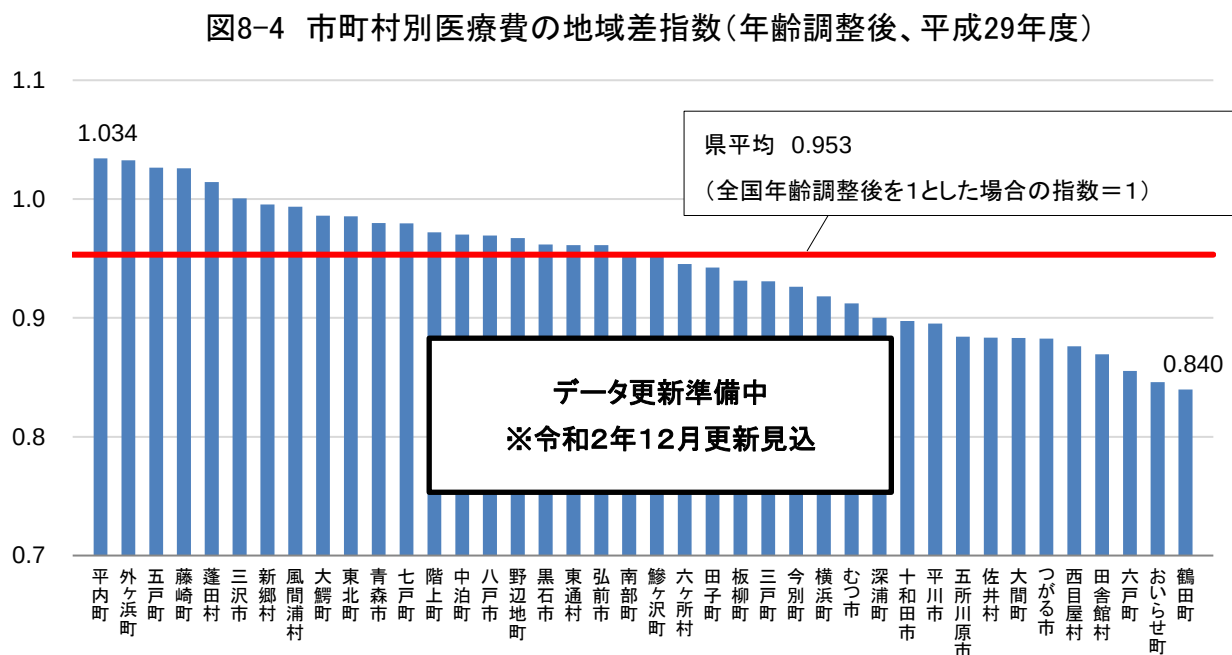
出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）

平成 29 年度の~~本県市町村国保の年齢調整後の1人当たり医療費は 339,030 円 (39 位) であり、最も高い佐賀県(429,306 円)の 0.79 倍となっている (図 8-3)。~~

~~また、地域差指数²により県内市町村別に年齢調整後の1人当たり医療費を見ると、全国平均の1を上回ったのは6市町村となっている (図 8-4)。~~



出典:医療費の地域差分析(厚生労働省)



出典:医療費の地域差分析(厚生労働省)

² 1人当たり医療費について、地域ごとの年齢構成の違いを補正し、全国平均を1として指数化したもの。

⑤ 診療種別医療費の状況

ア 入院

平成 29 年度の本県市町村国保の 1 人当たり入院医療費は 131,380 円であり、全国平均の 138,503 円よりも 7,123 円低い（表 2）。

表 2 入院医療費（平成 29 年度）

区 分		差 引
1 人当たり医療費	データ更新準備中 ※令和 2 年 12 月更新見込	△7,123 円

出典：医療費の地域差分析（厚生労働省）

イ 入院外＋調剤

平成 29 年度の本県市町村国保の 1 人当たり入院外医療費（調剤含む）は 194,148 円であり、全国平均の 192,111 円よりも 2,037 円高い（表 3）。

表 3 入院外（調剤含む）医療費（平成 29 年度）

区 分		差 引
1 人当たり医療費	データ更新準備中 ※令和 2 年 12 月更新見込	2,037 円

出典：医療費の地域差分析（厚生労働省）

ウ 歯科

平成 29 年度の本県市町村国保の 1 人当たり歯科医療費は 20,668 円であり、全国平均の 25,054 円よりも 4,386 円低い（表 4）。

表 4 歯科医療費（平成 29 年度）

区 分		差 引
1 人当たり医療費	データ更新準備中 ※令和 2 年 12 月更新見込	△4,386 円

出典：医療費の地域差分析（厚生労働省）

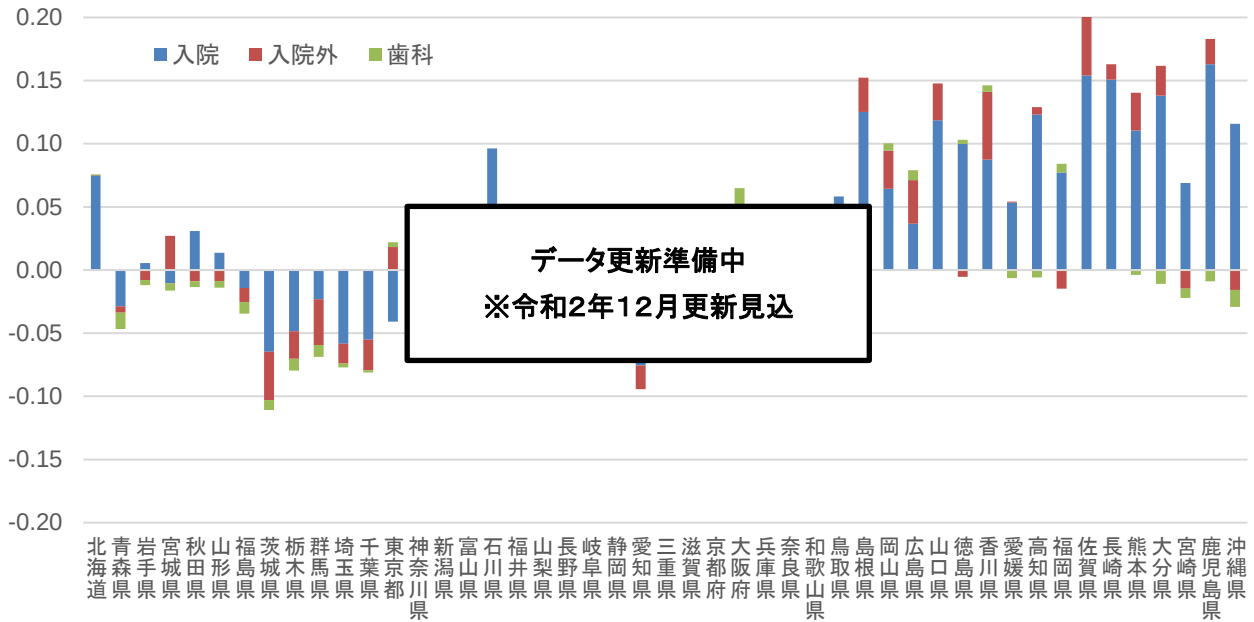
⑥ 診療種別及び年齢階級別寄与度³

本県の地域差指数の診療種別寄与度は、入院、入院外、歯科ともにマイナスとなっている（図 9）。

また、本県の年齢階級別寄与度は、10～19 歳、50～59 歳、60～69 歳、70～74 歳の年齢階級における寄与度がマイナスとなっており、特に比較的寄与度が大きいとされる 60 歳以上の年齢階級における寄与度がマイナスであることが、1 人当たり医療費が全国平均を下回る要因の 1 つとなっている（図 10）。

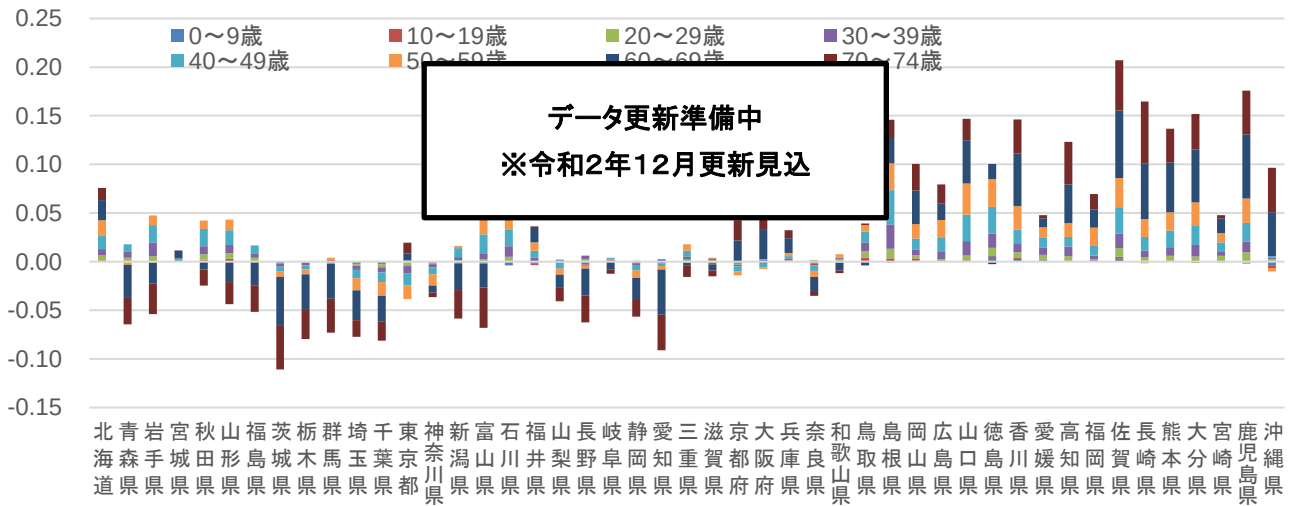
³ 寄与度：あるデータの構成要素の増減が全体の伸び率をどの程度押し上げているかを示すもの。

図9 診療種別寄与度(平成29年度)



出典:医療費の地域差分析(厚生労働省)

図10 年齢階級別寄与度(平成29年度)



出典:医療費の地域差分析(厚生労働省)

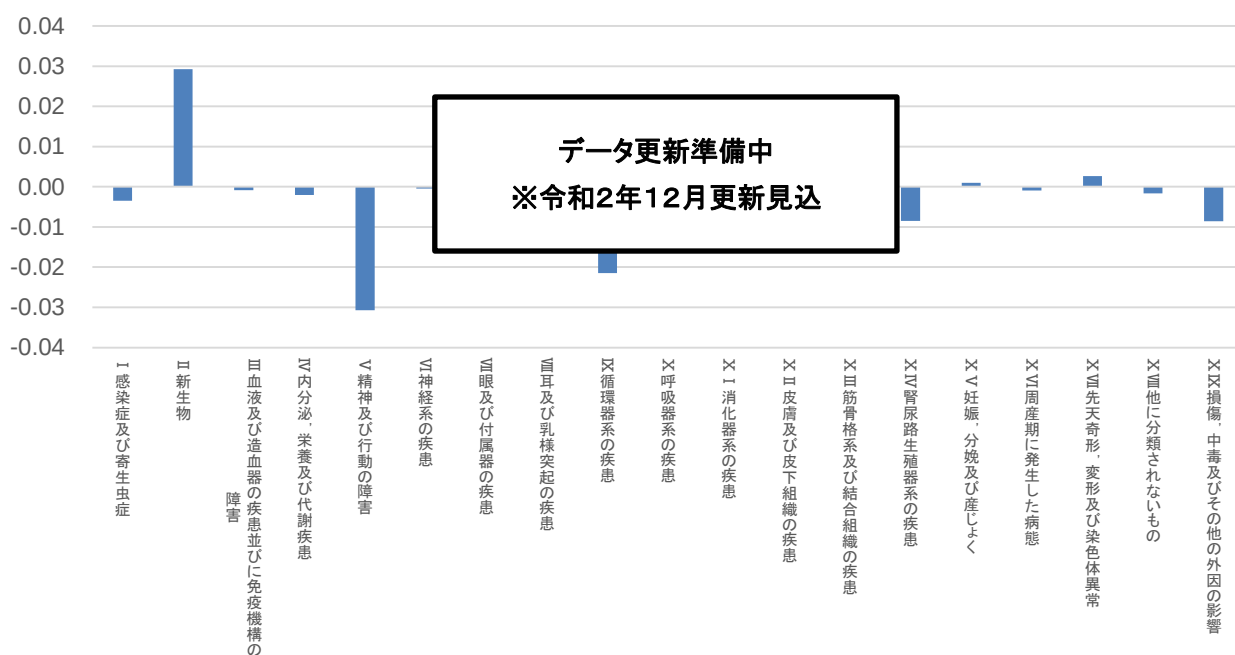
ア 入院

本県の医療費が全国平均より低い要因の一つとして、入院医療費が低いことが挙げられる（前出表2）。

疾病分類別の寄与度で見ると、「新生物」の寄与度が大きい一方、「精神及び行動の障害」、「循環器系の疾患」等についてはマイナスの寄与度が大きくなっている（図●）。

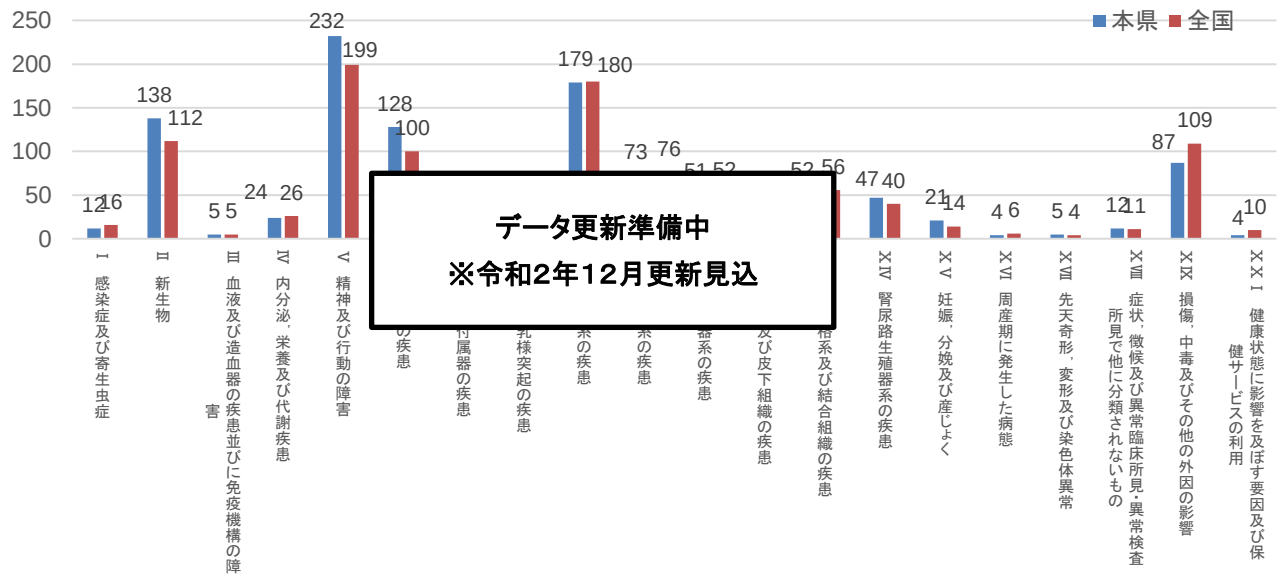
厚生労働省の平成29年患者調査によると、本県の人口10万人当たりの傷病分類別入院受療率では、全国平均と比べて「精神及び行動の障害」、「新生物」、「神経系の疾患」の受療率が高くなっている（図●）。

図● 本県の地域差指数の疾病分類別寄与度(29年度、入院)



出典：医療費の地域差分析(厚生労働省)

図● 人口10万人当たりの傷病分類別入院受療率(平成29年)

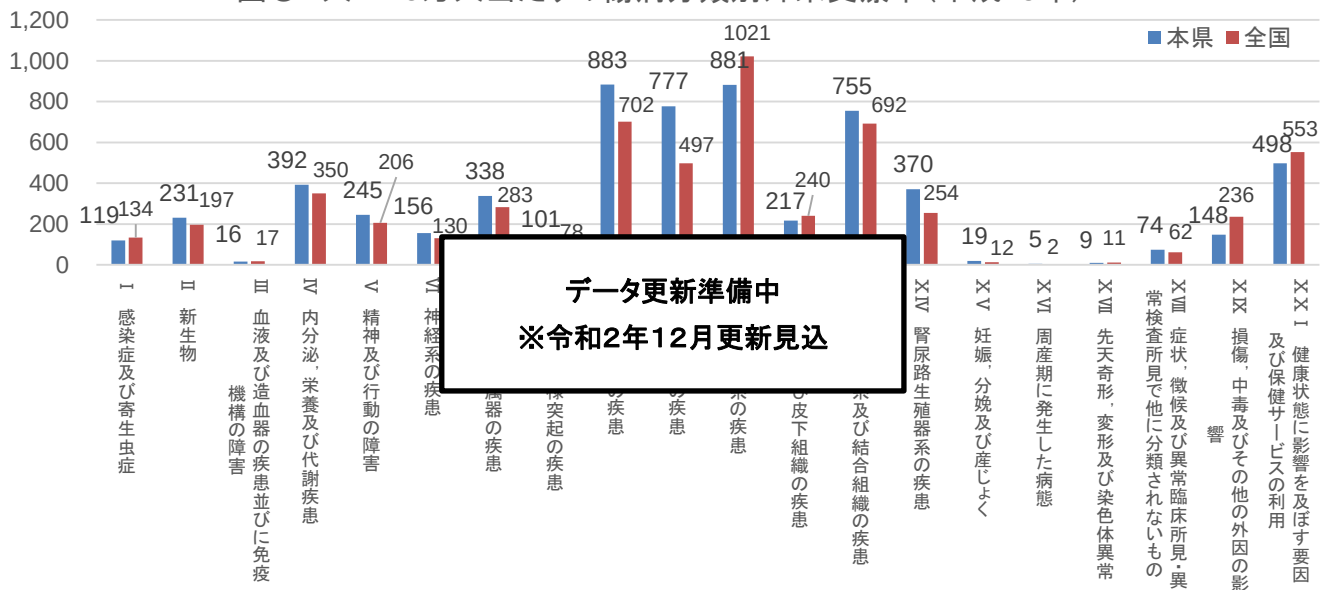


出典:患者調査(厚生労働省)

イ 入院外+調剤

厚生労働省の平成29年患者調査によると、本県の人口10万人当たりの傷病分類別外来受療率では、全国平均と比べて「循環器系の疾患」、「筋骨格系及び結合組織の疾患」、「呼吸器系の疾患」、「内分泌、栄養及び代謝疾患」、「腎尿路生殖生殖器系の疾患」、「新生物」、「精神及び行動の障害」の受療率が高くなっている(図●)。

図● 人口10万人当たりの傷病分類別外来受療率(平成29年)

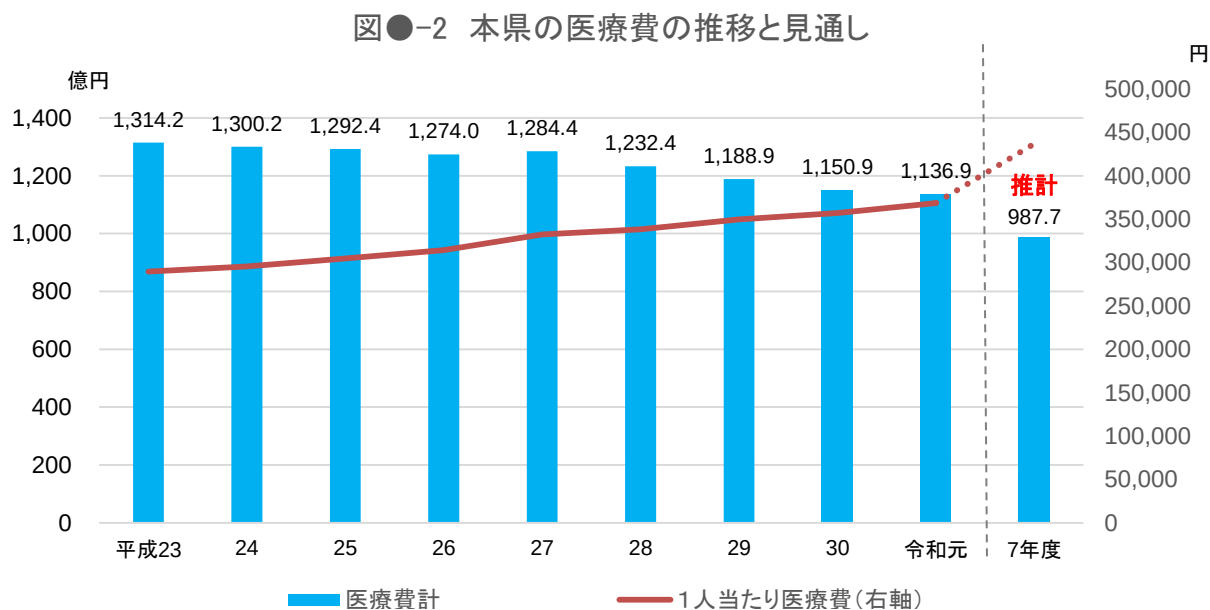
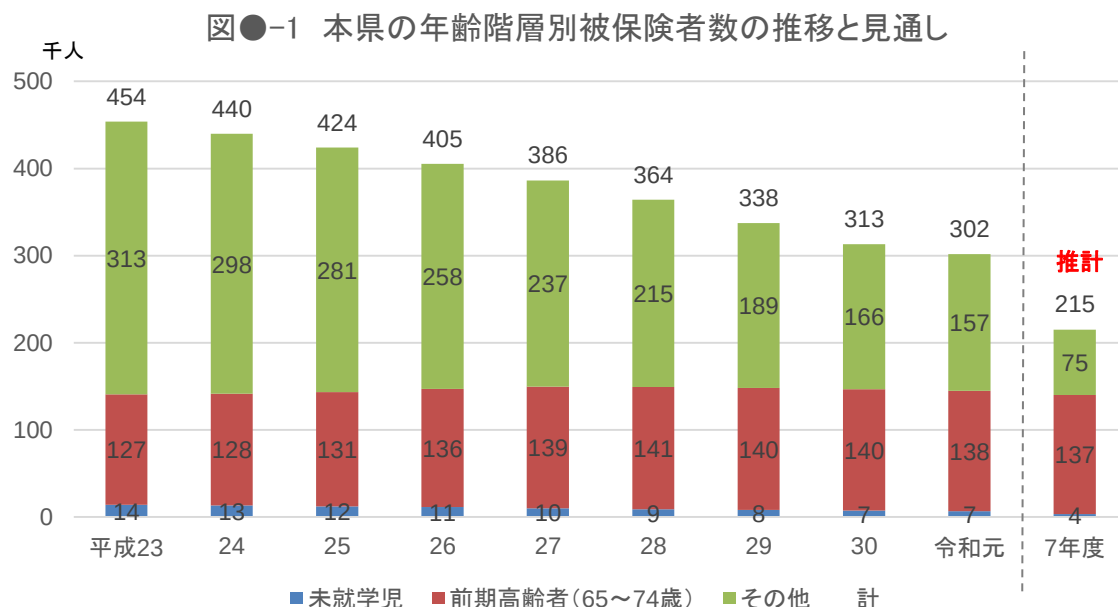


出典:患者調査(厚生労働省)

(2) 医療費の今後の見通し

本県市町村国保の医療費総額は、いわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和7年度に向けて、被保険者数の減少に伴い減少する見込みとなっている（図●-1、●-2）。なお、令和7年度の数値は過去の実績伸び率に基づく推計によるものであり、当該推計にあたっては、今後の被用者保険の適用拡大や診療報酬の改定等に係る影響は見込んでいない。

1人当たり医療費は、医療の高度化や被保険者の高齢化等を背景に、増加傾向にあると考えられる。

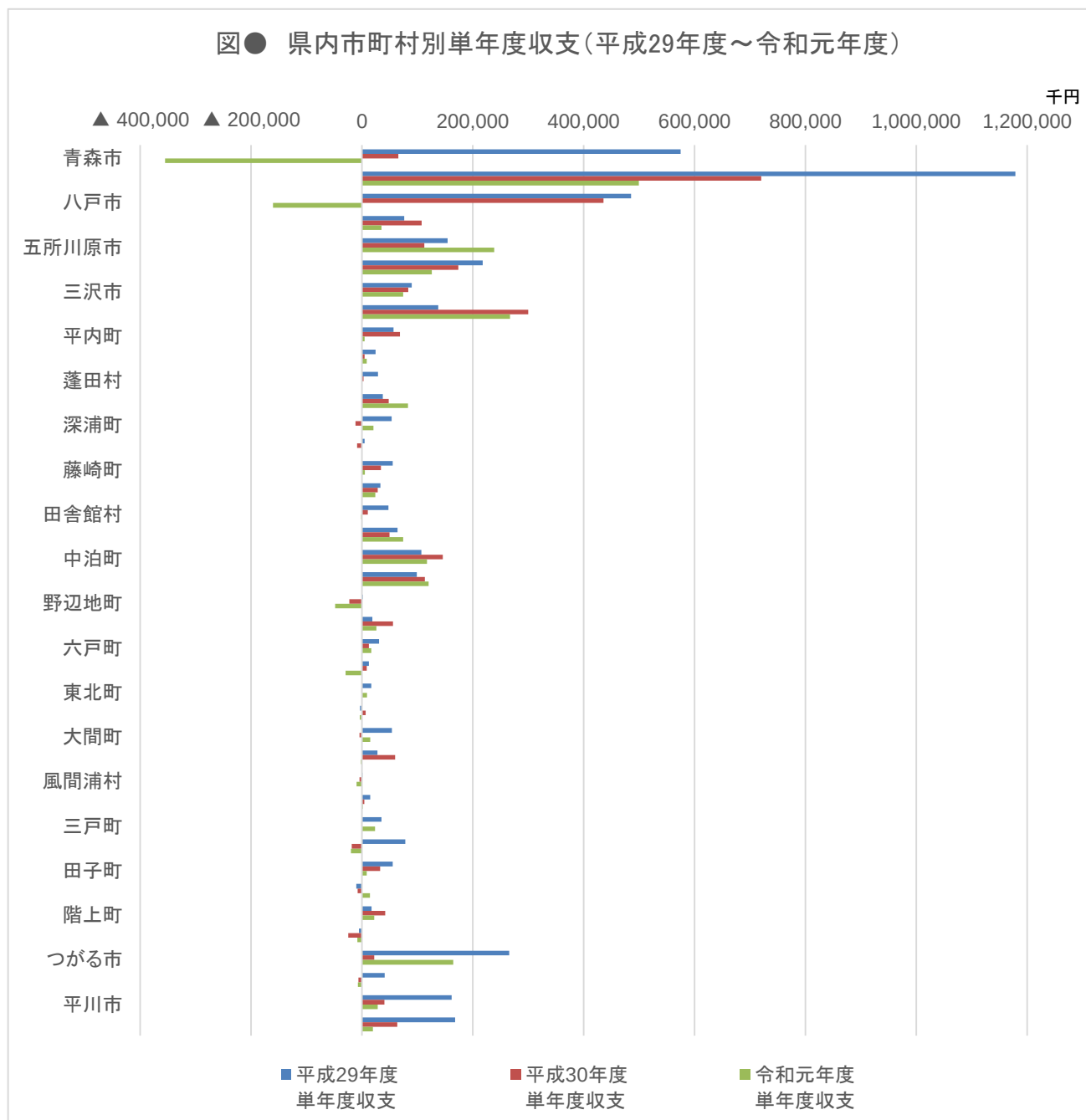


3 国民健康保険財政の状況と財政運営の基本的な考え方

(1) 国民健康保険財政の収支の状況

令和元年度の単年度収支⁴(県速報値)が赤字となったのは11市町村(青森市、八戸市、田舎館村、野辺地町、横浜町、六ヶ所村、東通村、風間浦村、五戸町、新郷村、外ヶ浜町)である(図●)。単年度収支が赤字となった場合においては、前年度繰越金や財政調整基金により収支の均衡を保つことが基本である。

なお、平成30年度と令和元年度における決算収支⁵は、全市町村において黒字となっている。



出典:平成30年度までは国民健康保険事業年報(厚生労働省)、令和元年度は国民健康保険事業年報(県速報値)

⁴ 単年度収入(歳入総額から基金等繰入金、繰越金、市町村債を差し引いた額)と、単年度支出(歳出総額から基金等積立金、前年度繰上充用金、公債費を差し引いた額)との差額。

⁵ 「単年度収入」に基金等繰入金、繰越金、市町村債を加えた「収入合計」と、「単年度支出」に基金等積立金、前年度繰上充用金、公債費を加えた「支出合計」との差額

(2) 国民健康保険財政運営の基本的な考え方

平成30年度の国民健康保険制度改革において、都道府県は、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされた。

この趣旨に基づき、県及び市町村の国民健康保険の財政運営については次の考え方を基本として実施することとする。

① 県国民健康保険特別会計

県は国民健康保険に係る特別会計（以下「県国民健康保険特別会計」という。）を設置し、国民健康保険財政の責任主体として「入」と「出」を管理する。

県国民健康保険特別会計については、国民健康保険が一般会計年度単位で行う短期保険であることから、必要な支出を国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）や国庫負担金等により賄うことで、当該年度の収支の均衡を保ち安定的な運営に努める。

また、過大な繰越金が生じないように、財政収支を見極めながら財政運営を行うことで、適切な保険料水準の維持に資するものとする。

なお、繰越金が生じた場合は、市町村の納付金を減算するための財源とすることを可能とするほか、県と市町村の協議に基づき、市町村が担う事業の効率化に資する取組の財源とすることも可能とする。

② 国民健康保険事業費納付金

県は、市町村ごとの所得水準及び年齢調整後の医療費水準を考慮して納付金の額を決定し、市町村に対し通知する。市町村は、通知された納付金を県に対し全額納付する。

③ 国民健康保険保険給付費等交付金

県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた調整を行うため、市町村に対し国民健康保険保険給付費等交付金（以下「保険給付費等交付金」という。）を交付する。

保険給付費等交付金には、普通交付金と特別交付金の2つがある。

普通交付金は、市町村の保険給付の実績に応じて、その同額を交付するものであり、市町村の保険給付額と普通交付金は一致する。

特別交付金は、市町村の財政状況その他の事情に応じて交付するものであり、国の特別調整交付金の市町村交付分、県繰入金⁶のうち市町村交付分、市町村に対する保険者努力支援制度分及び特定健診・保健指導負担金分がある。

④ 市町村国民健康保険特別会計

市町村国民健康保険特別会計においても、国民健康保険が一般会計年度単位の短期保険であることから、原則として、必要な支出を保険料や交付金等により賄い、法定外一般会計繰入

⁶ 国民健康保険の財政の安定化や県内市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、県が一般会計から県国民健康保険特別会計に繰り入れることとされている繰入金のこと。政令で定める算定対象額の100分の9に相当する金額とされている。

や翌年度予算からの繰上充用に頼ることなく当該年度の収支の均衡を保ち、安定的な運営に努めることとする。

なお、市町村に設置される財政調整基金については、保険料の負担緩和を図るために充てられる事例も見受けられるところであるが、国保財政基盤の安定化等に活用すべきものであるとの本来の趣旨に鑑み、例えば、各年度間の収支の均衡を図る目的等に用途を限定すべきものである。

4 赤字削減及び解消の取組

(1) 「赤字」及び「赤字市町村」の定義

① 赤字

赤字削減・解消計画における「削減・解消すべき赤字」（以下「赤字」という。）とは、市町村の国民健康保険特別会計における決算補填等目的の法定外一般会計繰入金及び繰上充用金の新規増加分とする。

② 赤字市町村

赤字市町村とは、決算において赤字が生じ、翌々年度までに赤字の解消が見込まれない市町村をいう。

(2) 赤字削減・解消計画の策定

赤字市町村は赤字削減・解消計画を策定し、計画年次ごとの赤字の削減予定額又は削減予定率（赤字額に占める削減予定額の割合をいう。）とともに、赤字削減・解消のための基本方針及び取組内容を定めるものとする。

赤字市町村が策定する赤字削減・解消計画の計画期間は、原則として6年以内とする。

なお、赤字の発生年度から翌々年度までに赤字の解消が確実に見込まれる場合には、計画の策定は不要とする。

県は、市町村から提出された計画をとりまとめ、県赤字削減・解消計画を策定するとともに、県ホームページにおいて公表することとする。

(3) 決算補填等目的以外の法定外一般会計繰入金について

決算補填等目的以外の法定外一般会計繰入金については、ここでいう赤字には含まないものであるが、国民健康保険制度が社会保険制度であり、相互扶助を原則とする保険制度である以上、受益と負担の公平を図る観点からは、法定外の一般会計繰入に頼ることなく、保険料等により賄うことが基本であるため、本来は削減・解消することが望ましい。

5 財政安定化基金

国民健康保険事業の財政の安定化を図るため、保険料の収納不足や保険給付の増加により財源が不足した場合に、法定外一般会計繰入を行う必要がないよう、県に財政安定化基金を設置し、市町村に対する貸付・交付又は県による取崩しを行う。

なお、令和5年度までの特例として、新制度への移行に伴う保険料の激変緩和措置など、制度の円滑な施行のために必要な資金の交付に充てることができる。

(1) 市町村に対する貸付

① 貸付要件

市町村において保険料の収納不足により財源が不足すると認められる場合に、当該市町村の申請に基づき無利子で貸付を行う。

② 貸付額

貸付を受けようとする市町村の収納不足見込額を基本とするが、最終的な貸付額は県において審査の上、決定する。

③ 貸付額の償還

貸付金の返済分については、貸付年度の翌々年度以降の国保事業費納付金に上乗せし、原則として3年以内で償還する。

(2) 市町村に対する交付

① 交付要件

市町村において、災害等その他の特別な事情が生じたと認められる場合に、当該市町村の申請に基づき交付する。

② 交付額

交付を受けようとする市町村の交付申請額並びに保険料収納の状況及び収納率目標の設定状況等を踏まえて、県が収納不足額の2分の1を上限として決定する。

③ 交付額の補填

国・県・交付を受けた市町村が、当該市町村への交付額の3分の1に相当する額をそれぞれ拠出して補填することを基本とする。

(3) 県による取崩し

① 取崩しの要件

県は、県全体の保険給付の増加により保険給付費等交付金の財源が不足した時は、財政安定化基金を取り崩し、保険給付費等交付金に充てる。

② 取崩額

上記①の不足額について、財政安定化基金を取り崩し、県国民健康保険特別会計に繰り入れる。

③ 財政安定化基金への繰入れ

原則として取崩しを行った年度の翌々年度から3年間で、取崩額と同額を納付金に含めて市町村から徴収し、財政安定化基金に繰り入れる。

6 国民健康保険事業におけるPDCAサイクルの推進

(1) 概要

本運営方針に基づき国民健康保険事業を実施するに当たっては、県が担う安定的な財政運営と、市町村が担う事業の効率化に向けた取組を継続的に実施していくことが重要である。

このため、市町村は自ら実施する資格管理・給付事務・保健事業等の事務・事業についてPDCAサイクルを推進し、県は市町村の事業の実施状況を定期的に把握・分析するとともに、県単位の国民健康保険事業のPDCAサイクルを推進することとする。

(2) PDCAサイクル推進に対する県による助言

市町村は、国民健康保険事業の実施に当たり、市町村が担う事業の効率化に向けた取組についてのPDCAサイクルを推進し、県に対してPDCAサイクルの実施状況を報告する。

県は、市町村に対して法に基づく技術的助言を行う際に、PDCAサイクルの推進についても必要な助言を行う。

また、本運営方針に基づき市町村が行う取組及びその成果については、県特別交付金（県繰入金分）において、毎年客観的な指標及び基準により評価を行い、評価の結果に応じて市町村に対し交付金を配分する。

＜PDCAサイクルの推進に係る取組例＞

区分	市町村における取組(例)	県における取組(例)
Plan(計画)	・事業計画の策定 ・データヘルス計画の策定 ・収納対策プランの策定 ・赤字削減・解消計画の策定	・運営方針に基づく事業計画の策定 ・技術的助言の実施計画策定
Do(実施)	・事業計画に基づく事業実施 ・運営方針に基づく事業実施 ・保健事業の実施 ・収納対策の実施 ・赤字削減・解消に向けた取組	・運営方針に基づく事業実施
Check(評価)	・運営協議会における実施状況報告 ・県への実施状況報告	・達成状況の検証・評価 ・運営協議会、連携会議における報告 ・技術的助言の実施
Action(改善)	・事務等の見直し及び改善	・運営方針の見直し ・技術的助言の実施結果通知

■第2章 国民健康保険事業費納付金及び保険料の標準的な算定方法に関する事項

平成30年度からの国民健康保険制度においては、都道府県が国民健康保険の財政運営を担う仕組みの中で、納付金及び標準保険料率等を算定し、その結果を市町村に示すこととなっている。

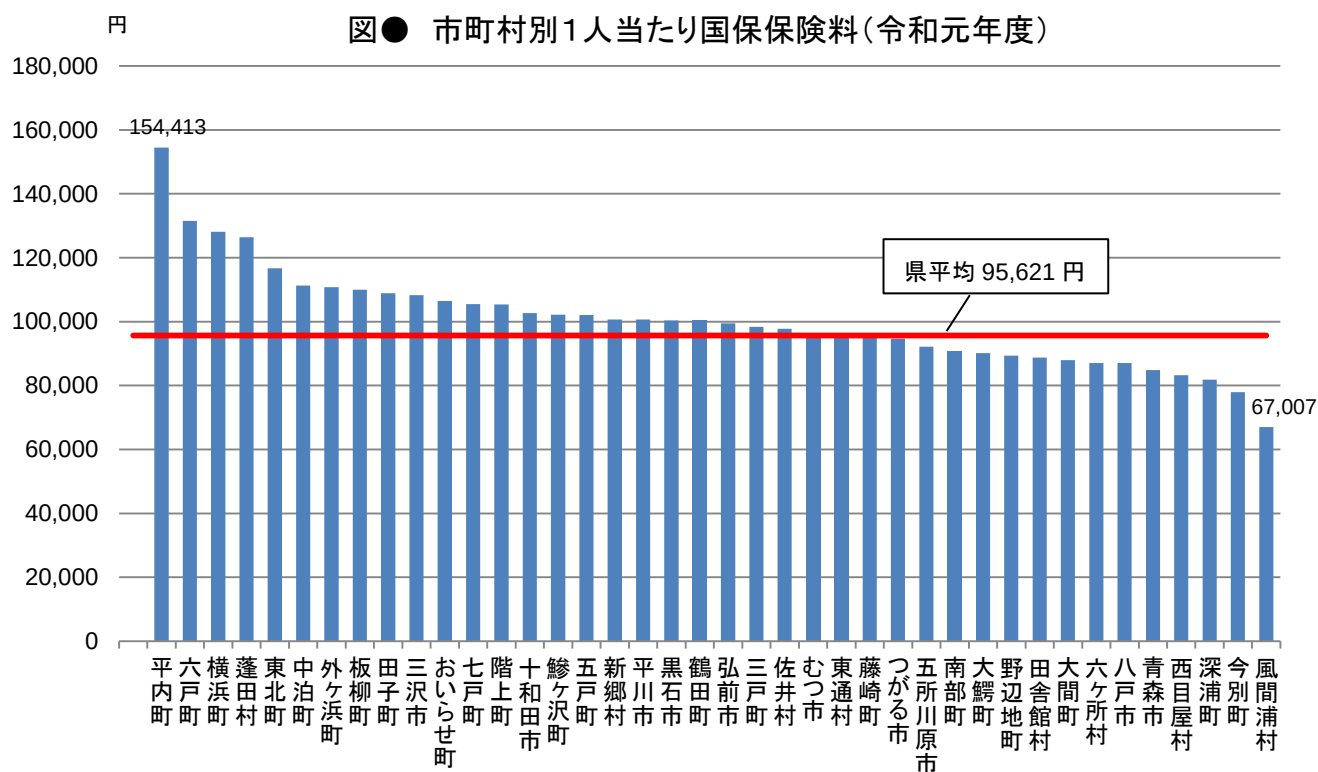
納付金の配分及び標準保険料率の設定のあり方については、『「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」の改定について』（令和2年5月8日付け保発0508第9号厚生労働省保険局長通知の別添1。以下「ガイドライン」という。）において制度趣旨や基本的なルールが示されているところである。

本章では、本県における市町村の保険料等の状況や、県と市町村が、ガイドラインの内容を踏まえて協議・決定した納付金及び標準保険料率の算定方法等を示すものである。

1 市町村の保険料等の状況

(1) 1人当たり保険料の状況

令和元年度の各市町村の1人当たり保険料は、平内町（154,413円）が最も高く、最も低い風間浦村（67,007円）と2.30倍の格差が生じている（図●）。



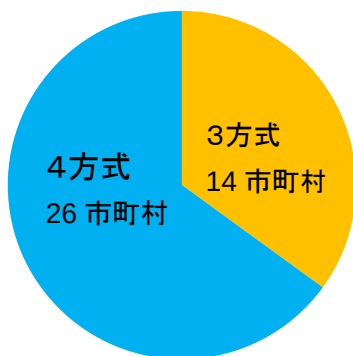
出典: 国民健康保険事業年報(県速報値)※介護納付金分を含む

(2) 保険料の算定方式

国民健康保険事業に要する費用について、市町村は地方税法を根拠とする保険税又は国民健康保険法を根拠とする保険料のいずれかにより賄っている。本県においては、保険税を賦課している保険者が39市町村、保険料を賦課している保険者が1市となっている。

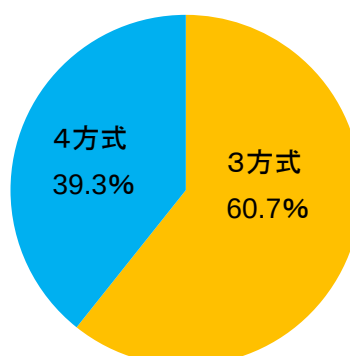
保険料の算定方式については、市町村別では4方式（所得割・資産割・被保険者均等割（以下「均等割」という。）・世帯別平等割（以下「平等割」という。））を採用している市町村が多い（26市町村）が、被保険者数で見ると3方式（所得割・均等割・平等割）の割合が高くなっている（図●-1、●-2）。

図●-1 県内市町村の保険料算定方式
（令和2年度・医療分）



出典：青森県高齢福祉保険課調べ

図●-2 県内市町村の保険料算定方式
（令和2年度・医療分、被保険者ベース）



出典：国民健康保険事業令和2年7月月報（県集計値）

（3）保険料の応能・応益割合⁷

令和2年度の県内市町村の保険料の応益割合は、多くの市町村で50%に近い賦課割合となっている（表●）。

表● 応益割合（令和2年度・本算定時点）

応益割合	市町村数
55%以上	6
50%以上 55%未満	13
45%以上 50%未満	15
45%未満	6
計	40

出典：青森県高齢福祉保険課調べ

2 保険料水準の統一についての方向性

平成30年度から都道府県単位化された国民健康保険制度においては、これまでの市町村における被保険者相互の支え合いの仕組みに、県内の市町村相互の支え合いの仕組みが加わることで、県全体で負担を分かち合うこととなった。

上記の仕組みの趣旨に鑑みれば、県内のどの市町村に居住していても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、県全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図ることが望ましいと考えられる。

このような考え方の下、本県における市町村ごとの保険料率の差異を少しずつでも解消していく観点から、まずは各市町村における保険料の算定方式の統一を目指すこととし、令和7年

⁷ 課税総額における応能割（所得割・資産割）と応益割（均等割・平等割）の負担割合。

度までに3方式となるようにする。また、納付金算定時の医療費指数反映係数 α を令和7年度までにゼロとする。

いわゆる「保険料水準の統一」を実現するためには、収納率の差異、保健事業や地方単独事業の実施状況の差異など、多くの課題が残されているが、それらの課題については、県と市町村が引き続き協議を行っていく。

3 納付金の算定方法

納付金の算定は「年齢構成の差異を調整した医療費水準」と「所得水準」に応じて市町村ごとに計算を行う。納付金の算定において、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分はそれぞれ個別に納付金総額を算定した上で、市町村ごとの納付金額を算定し、合算することとする。

また、医療分・後期高齢者支援金分について、退職被保険者及び被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）に係る納付金は、各市町村の保険料率に基づいて算出されることとなるため、まず、退職被保険者等を除いた一般被保険者分のみで納付金算定を行い、市町村標準保険料率を算出した後に、これを基礎として各市町村において退職被保険者等に係る納付金を算定し、最終的な納付金額を算出するものとする。

(1) 納付金の算定方式

納付金の算定方式は、本県において最も多くの被保険者が適用を受けている3方式（所得割・均等割・平等割）とする。

(2) 医療費指数反映係数 α

医療費指数反映係数 α は、各市町村の医療費指数をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）であり、 $\alpha = 1$ の時は医療費指数が納付金に全て反映され、 $\alpha = 0$ の時は医療費指数が納付金に反映されないこととなる。

本県では、平成30年度の国民健康保険制度改革の直後においては、当時のガイドラインに示された原則どおり、 $\alpha = 1$ として納付金を算定してきたところであるが、段階的に $\alpha = 0$ に近付けることとし、令和7年度までに $\alpha = 0$ とする。

(3) 所得係数 β

所得係数 β は、各市町村の所得水準をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数であり、全国平均を1とした場合の各都道府県の所得水準を示すものである。

本県においては、各市町村の負担能力に応じた納付金負担とする観点から、ガイドラインにおいて示された原則どおり、「 β ＝青森県の所得水準」として算定する。

(4) 高額医療費の調整

レセプト（診療報酬明細書）1件当たりの額が著しく高額な場合は、高額医療費負担金や特別高額医療費共同事業負担金により一定の負担緩和が図られているが、小規模市町村において著しく高額な医療費が発生した場合のリスクの更なる緩和を図る観点から、レセプト1件当たりの額が80万円超の高額医療費のうち、80万円を超える部分については、県内全市町村の被保険者数で按分する方法により共同負担する。

(5) 賦課限度額

納付金及び市町村標準保険料率の算定のために県が設定する賦課限度額は、国民健康保険法施行令又は地方税法施行令に定める額と同額とする。

なお、所得水準の算出に当たっては、所得が著しく高い被保険者の影響で市町村の所得水準を過度に引き上げることがないように、推計を用いて賦課限度額を超える所得を控除する必要がある。

(6) 保険者努力支援交付金⁸(県分)の取扱い

保険者努力支援交付金(県分)については、医療費適正化や収納率の向上等、市町村ごとに差異がある取組について、インセンティブを働かせることを通じて県全体の底上げを図っていく必要があることから、保険者努力支援制度(市町村分)の評価結果に基づく配分を行う。

(7) 特別調整交付金の経営努力分(経過措置)の取扱い

段階的に縮小することとされている経営努力分(経過措置)については、保険者努力支援制度の導入に伴い発展的に解消するという経緯に鑑み、保険者努力支援制度(市町村分)の評価結果に基づく配分を行う。

4 標準保険料率

(1) 都道府県標準保険料率

都道府県標準保険料率は、県内全ての市町村の保険料率の標準的な水準を示す数値であり、都道府県間の保険料水準を比較するために算定するものである。そのため、算定にあたっては全国統一の算定方式を用いることとされており、全都道府県が2方式(所得割・均等割)により算定することとされている。

(2) 市町村標準保険料率

市町村標準保険料率は、標準的な住民負担の「見える化」を図るために、県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を示す数値であり、県が定める算定基準により算定する。本県の市町村標準保険料率は、納付金と同様に、県内において最も多くの被保険者が適用を受けている3方式により算定することとする。

また、県は、標準的な算定方式に加えて、保険料の算定方式が統一される令和7年度までに限り、各市町村の算定方式に基づく標準的な保険料率を市町村に別途提示する。

市町村は、県が示す市町村標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき保険料率を定め、保険料を被保険者に賦課・徴収するとともに、県に納付金を納める。

⁸ 保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対して交付される交付金。収納率向上や医療費適正化等の適正かつ客観的な指標に基づき交付され、県分と市町村分がある。令和2年度から新たに事業費分と事業費連動分が追加された。

5 市町村標準保険料率の算定

(1) 市町村標準保険料率の算定における応能・応益割合

ガイドラインによると、納付金の算定において、応能割（所得割・資産割）：応益割（均等割・平等割）の割合については、応能割部分に所得水準を反映させることとされている。そのため、市町村標準保険料率の算定にあたっては、納付金の算定との均衡を図り、応能割：応益割の割合を「所得係数 β ：1」として算定する。

また、応益部分については、市町村が従来の政令⁹で規定された標準割合を参考に保険料率を設定してきた経緯を踏まえ、均等割と平等割を「70:30」に設定して市町村標準保険料率を算定する。

(2) 標準的な収納率

収納率は、保険者の規模（被保険者数）により異なる傾向にあるため、市町村標準保険料率の算定にあたっては、標準的な収納率を保険者規模別に設定する。

保険者規模別の区分は、「5万人以上 10万人未満の市」、「5万人未満の市」、「町村」の3区分とする。

また、特定年度に生じた収納率の変動の影響を受けにくくするため、一般被保険者分の過去3か年度の平均の収納率（現年度分）を標準的な収納率として設定する。

6 激変緩和措置

納付金の仕組みの導入等により、各市町村において負担する納付金が大幅に増加し、被保険者の保険料負担が急激に上昇する可能性が生じた場合は、当該市町村に激変緩和措置を講じる。

(1) 県繰入金による激変緩和措置

市町村の被保険者1人当たり納付金額が、基準とする年度から一定割合以上増加すると見込まれる場合には、県繰入金を当該市町村に配分し、被保険者の負担が急激に上昇することのないよう措置する。

ただし、県繰入金による激変緩和措置は、その実施により、激変緩和措置以外の配分額が減少するため、結果として激変緩和措置の対象とならない市町村の納付金額を増加させることに留意する必要がある。

(2) 特例基金の繰入による激変緩和措置

県繰入金その他、県に積み立てた特例基金を活用した激変緩和措置を行うとともに、県の決算剰余金等を特例基金に積み立てた場合には、各市町村の納付金を減算するための財源とすることも可能とする。

なお、ガイドラインでは、特例基金を活用した激変緩和措置は、令和5年度までとされている。

⁹ 平成30年4月1日以降、納付金及び標準保険料率の算定時に所得水準を反映することとされたため、政令の標準割合に関する規定は廃止された。

■第3章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

本章では、市町村が保険料の収納率を向上させるための徴収事務に関する取組事項等を定めるものである。

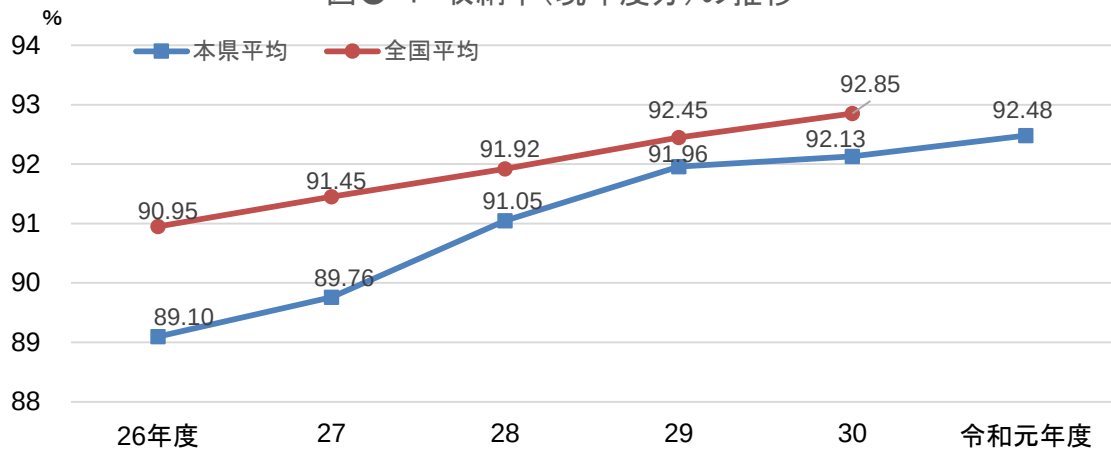
1 収納率及び収納対策等の状況

(1) 保険料収納率の推移

令和元年度の本県の現年度分の保険料収納率（県速報値）は、92.48%となっている。また、令和元年度の本県の滞納繰越分の保険料収納率（県速報値）は、18.77%となっている（図●-1、●-2）。

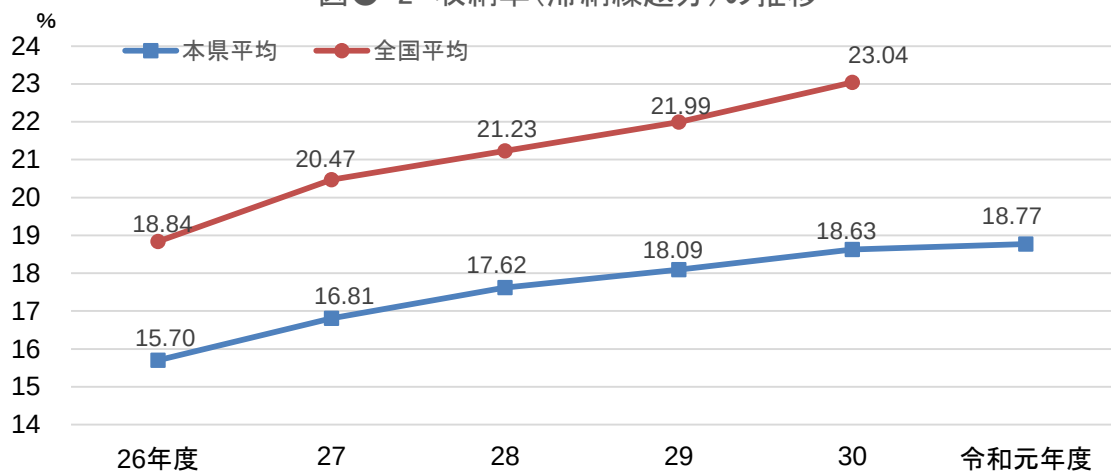
本県・全国とも収納率は上昇傾向にあるが、本県平均は全国平均を下回る状況が続いている。

図●-1 収納率（現年度分）の推移



出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）、令和元年度は県速報値

図●-2 収納率（滞納繰越分）の推移

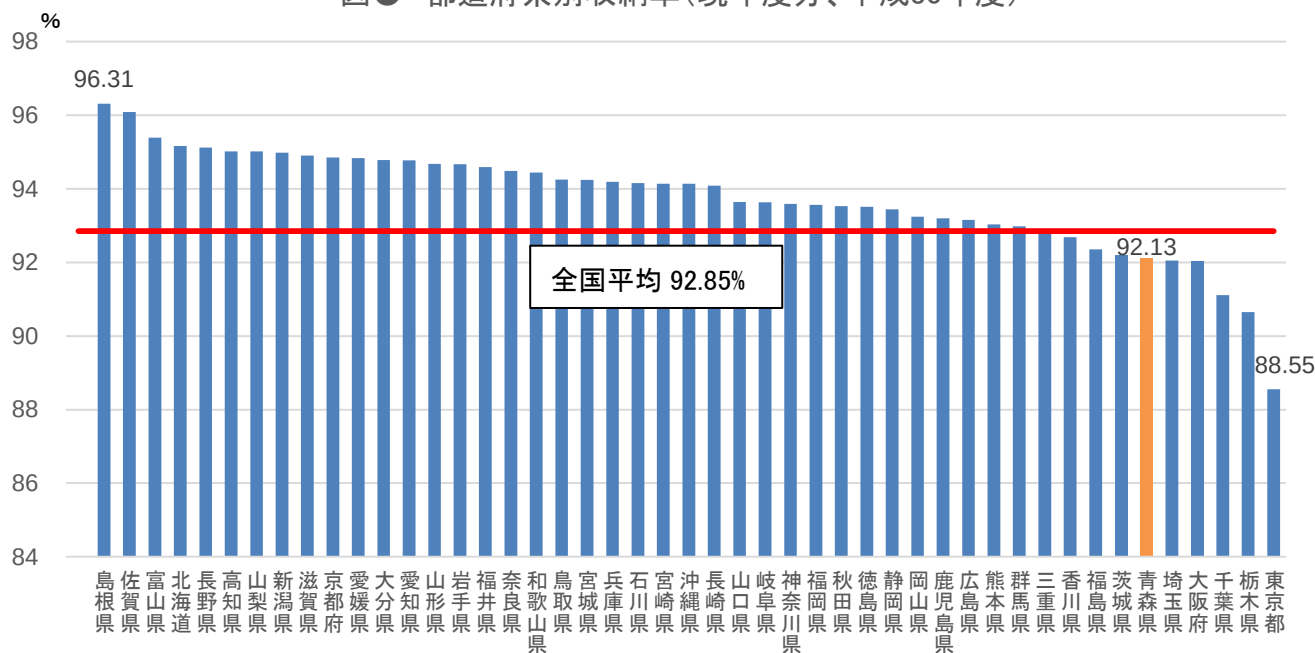


出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）、令和元年度は県速報値

平成30年度の本県の収納率（92.13％）は、最も高い島根県（96.31％）よりも4.18ポイント低く、全国で42位となっている（図●）。

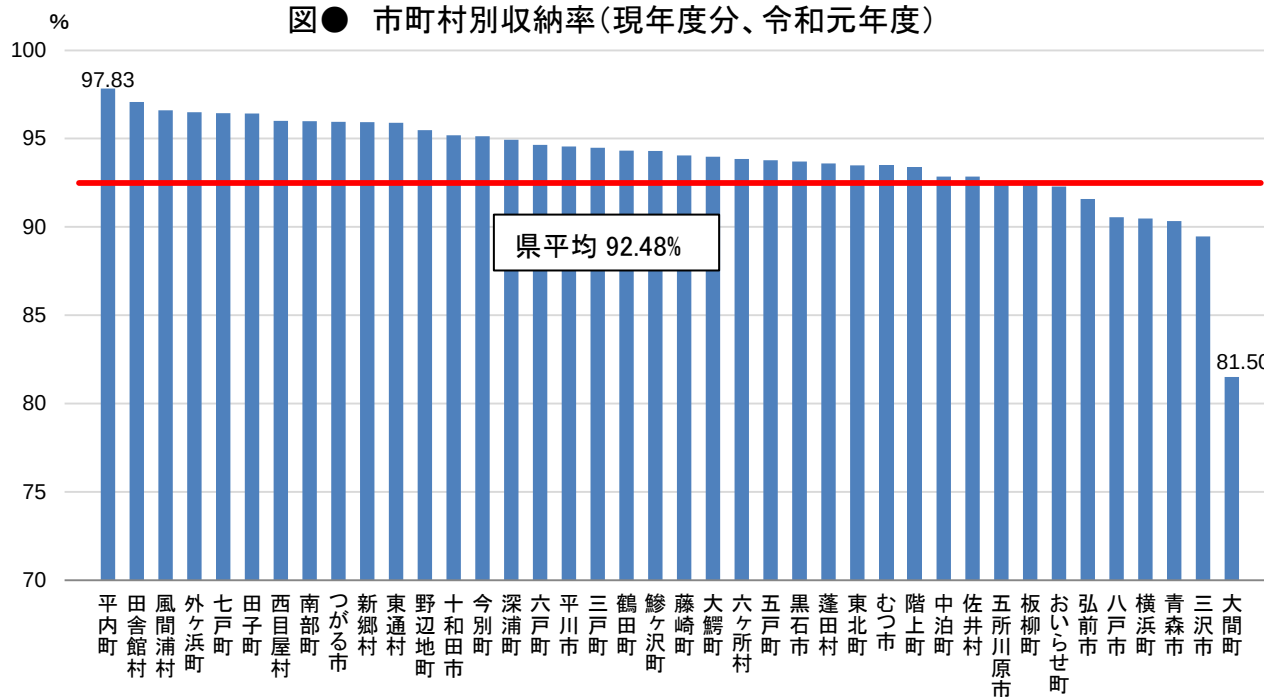
また、令和元年度の県内市町村の収納率は、最も高い平内町（97.83％）と最も低い大間町（81.50％）では16.33ポイントの差がある状況となっている（図●）。

図● 都道府県別収納率（現年度分、平成30年度）



出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）

図● 市町村別収納率（現年度分、令和元年度）



出典：国民健康保険事業年報（県速報値）

(2) 納付方法別世帯割合と保険料収納率の状況

平成30年度の本県の納付方法別世帯割合（加入率）は、「自主納付」によるものが51.07%と最も多く、次いで「特別徴収」が19.17%、「口座振替」が18.56%、「納付組織」が11.20%となっている。全国平均と比較すると、本県は口座振替利用率が低く、「納付組織」と「自主納付」及び「特別徴収」による割合が高くなっている（表●）。

なお、本県の納付方法別の保険料収納率（平成30年度現年度分）は、いずれも全国平均とほぼ同水準となっている。

表6 納付方法別世帯割合(加入率)と収納率（平成30年度）（単位：％）

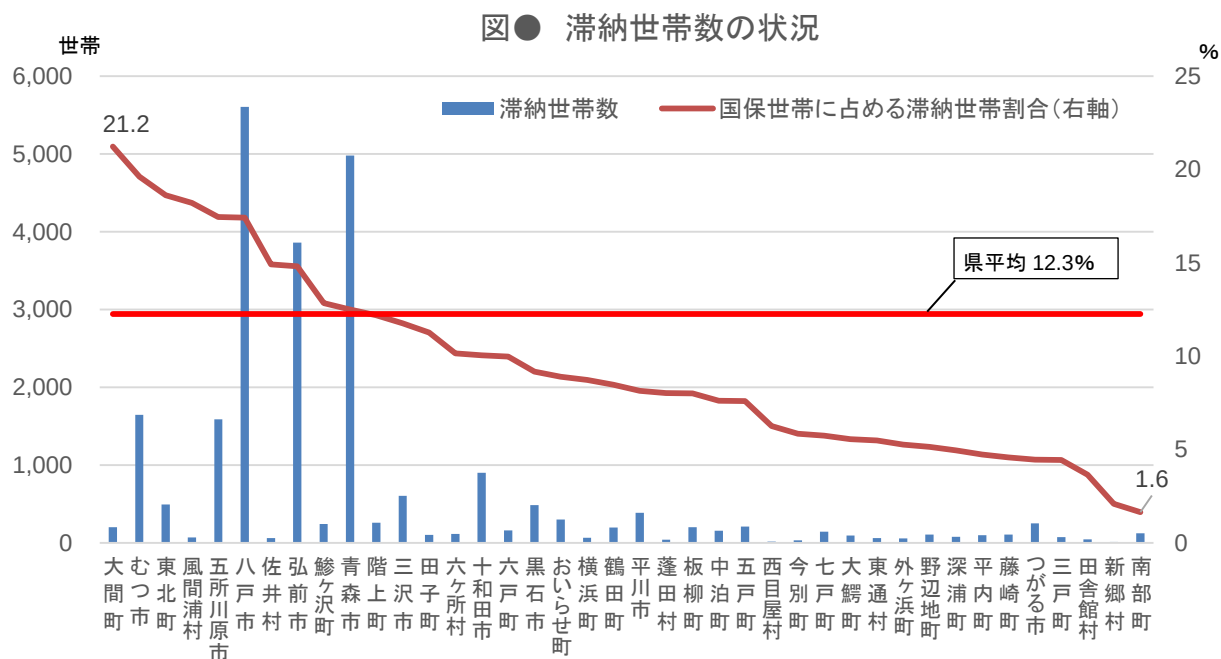
区分	納付組織		口座振替		特別徴収		自主納付		収納率
	加入率	収納率	加入率	収納率	加入率	収納率	加入率	収納率	
本県	11.20	94.06	18.56	96.17	19.17	99.83	51.07	67.19	92.13
全国	0.54	92.54	39.55	96.38	15.10	99.92	44.81	67.93	92.85

出典：国民健康保険事業実施状況報告（厚生労働省）、収納率は現年度分

(3) 滞納世帯数の状況

令和2年6月1日現在の本県の滞納世帯数は 24,113 世帯で、国保世帯に占める滞納世帯の割合は、県平均で 12.2%となっている。

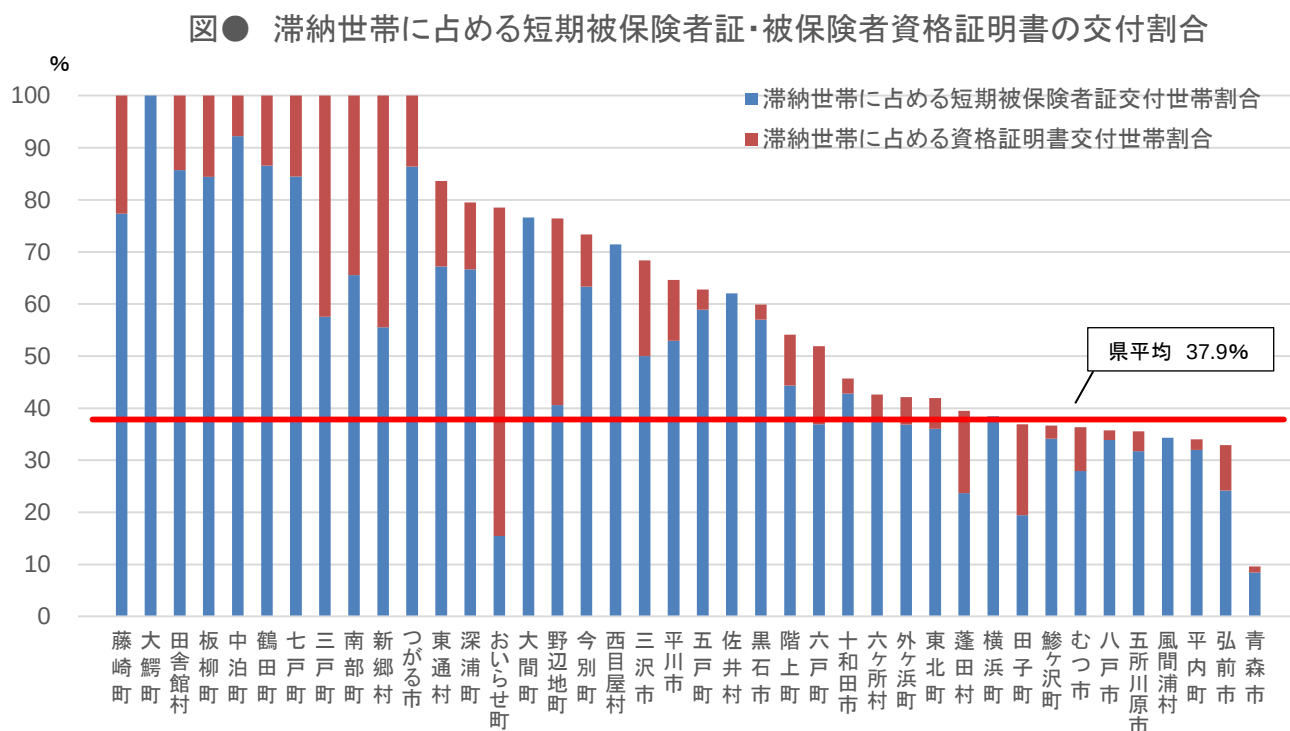
また、県内市町村の滞納世帯の割合は、最高が大間町の 21.2%、最低が南部町の 1.6%となっている（図●）。



出典：厚生労働省予算関係資料をもとに作成、令和2年6月1日現在

(4) 短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付状況

令和2年6月1日現在の本県の滞納世帯に占める短期被保険者証¹⁰と被保険者資格証明書¹¹の交付割合は、最高（藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、鶴田町、七戸町、三戸町、南部町、新郷村、つがる市）が100.0%、最低（青森市）が9.6%となっている（図●）。



出典:厚生労働省予算関係資料をもとに作成、令和2年6月1日現在

(5) 収納対策の実施状況

収納率の向上のために有効と考えられている取組について、平成30年度における本県市町村の実施状況は次のとおりである。滞納整理機構への滞納処分の移管、財産調査の実施、差押えの実施については、9割を超える市町村が実施している。一方で、本県市町村においては、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替、コンビニ収納、搜索の実施、インターネット公売の活用、滞納者所有の自動車のタイヤロックの実施等については、全国と比較して取組が進んでいない状況にある（表●）。

¹⁰ 保険料を滞納している世帯主に対して交付する有効期限が通常よりも短い被保険者証をいう。ただし、その世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の被保険者証の有効期限は6ヶ月以上としなければならない。保険医療機関等では通常の被保険者証と同様に療養の給付を受けることができる。

¹¹ 保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している世帯主に対して交付するもの。ただし、その世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に対しては有効期限を6ヶ月とする短期被保険者証を交付することとなっている。保険医療機関等での療養の給付が行われず、世帯主の申請により事後的に特別療養費として給付されることとなる。

表7 収納対策の実施状況(平成30年度)

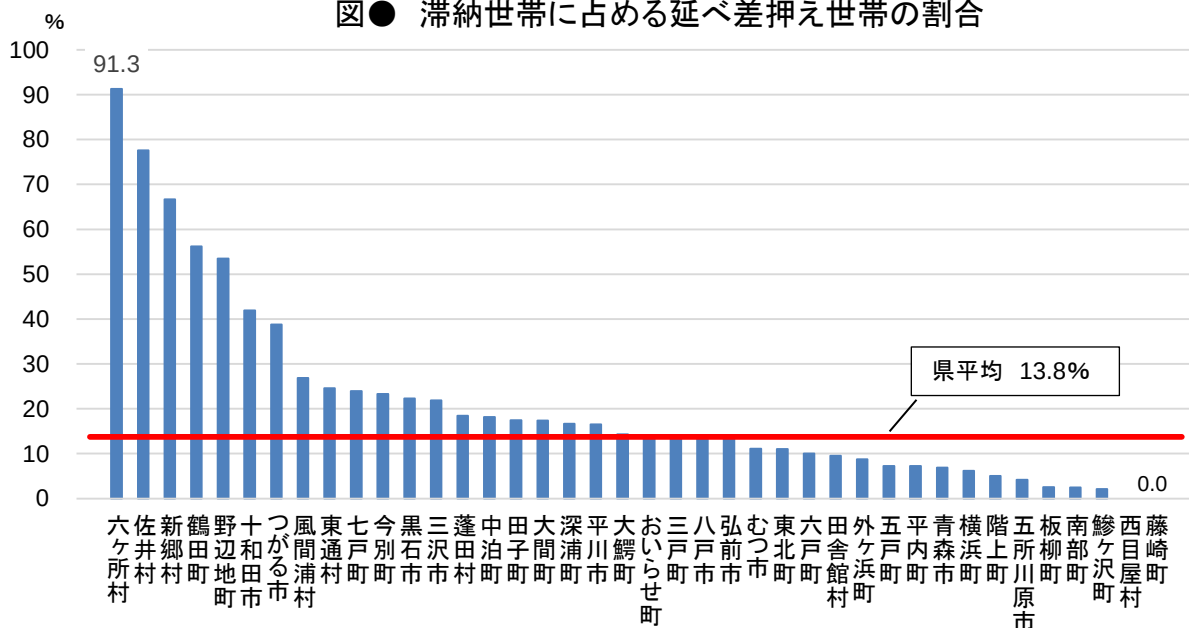
収納対策	本県		全国
	実施保険者数	実施保険者の割合(%)	
収納対策に関する要綱(プラン・マニュアル)の作成	21	52.5	64.0
コールセンターの設置(電話勧奨)	7	17.5	17.6
滞納整理機構への滞納処分の移管	37	92.5	40.3
税の専門家の配置	2	5.0	19.5
収納対策研修の実施	18	45.0	59.6
連合会に設置した収納率向上アドバイザーの活用	1	2.5	8.5
口座振替の実施	38	95.0	99.7
マルチペイメントネットワークを活用した口座振替の推進	1	2.5	15.4
コンビニ収納	19	47.5	69.2
ペイジーによる納付方法の多様化(簡素化)	1	2.5	7.4
クレジットカードによる決済	1	2.5	9.8
多重債務相談の実施	14	35.0	38.9
財産調査の実施	39	97.5	94.6
差押えの実施	39	97.5	93.1
搜索の実施	13	32.5	54.5
インターネット公売の活用	10	25.0	46.3
滞納者所有の自動車のタイヤロックの実施	5	12.5	38.6
徴収猶予の実施	26	65.0	49.5
換価の猶予の実施	12	30.0	44.7
滞納処分の停止の実施	30	75.0	83.1

出典: 国民健康保険事業実施状況報告(厚生労働省)

(6) 滞納処分の実施状況

令和2年6月1日現在の滞納世帯に占める延べ差押え世帯の割合は最高(六ヶ所村)が91.3%、最低(西目屋村、藤崎町)がゼロとなっている(図●)。

図● 滞納世帯に占める延べ差押え世帯の割合



出典: 国民健康保険事業実施状況報告(県速報値)及び厚生労働省予算資料をもとに作成

滞納え世帯数は令和2年6月1日時点、延べ差押え世帯数は令和元年度

※ 納期ごとに差押えを実施した場合は、当該納期ごとの差押えをそれぞれ1件として計上

2 収納率向上に向けた取組

市町村は、県が示す標準保険料率を参考に保険料率を決定し、納付金や保健事業費等を賄うための保険料を賦課・徴収することとなるが、国民健康保険の持続的かつ安定的な財政運営のためには、それぞれの市町村の収納率向上は不可欠である。

そのため、県は、市町村における収納率の向上を図る観点から、市町村の収納率目標を設定するものである。

県が設定する収納率目標については、全国の保険者規模別の平均収納率を採用することとし、 n 年度の保険者規模別の全国平均値を $n+2$ 年度（2か年度後）の県内市町村の収納率目標値として設定する（表●）。

なお、上記の収納率目標値を達成している市町村については、県特別交付金（県繰入金分）や保険者努力支援交付金の獲得等を目的として、さらなる収納率の向上を目指すこととする。

各市町村は、目標値を達成するため、例えば以下のような収納対策を実施する。

表8 保険者規模別の国保料の収納率の状況（現年度分）（単位：％）

区 分	本県（令和元年度）	全国（平成 29 年度）
全市町村	92.48	92.45
5 万人以上 10 万人未満の市	90.32	91.59
5 万人未満の市	92.27	93.59
町村	94.24	95.26

出典：本県分は国民健康保険事業年報速報値を集計、全国分は「国民健康保険（市町村）の財政状況について」（厚生労働省）による
※市部における保険者規模は、年度平均の被保険者数による

（1） 収納対策プランの策定及び実施

効果的かつ効率的な収納対策を実施するための収納対策プラン（収納対策マニュアルを含む。）を策定する。

また、作成した収納対策プランに基づき、市町村の実態に応じて、収納率目標の達成に資する取組を行うとともに、取組についての評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

（2） 収納体制の強化

納付相談及び訪問徴収の実施、コールセンターの設置等について、必要な人員の確保及び体制の強化を図る。

また、厚生労働省が委嘱する国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザーを活用した取組等を実施する。

（3） 納付環境の整備

本県においては、コンビニ収納やペイジー¹²等を活用した口座振替を実施している市町村が少ない状況にあるため、これらの納付方法を含めた多様な納付環境の整備に努める。

¹² 公共料金・税金等について、口座振替契約の受付を収納機関の窓口端末やモバイル端末、ATMやインターネットバンキングを利用して行うことができ、また、支払いを行い即時に支払い情報（消し込み情報）が収納機関に通知されるサービス。

(4) 短期被保険者証及び被保険者資格証明書の適正な交付

保険料の滞納世帯に対し、滞納状況に応じ短期被保険者証及び被保険者資格証明書を適正に交付することにより、滞納世帯との接触の機会をとらえて納付相談を行い、計画的に収納率の向上に取り組む。

短期被保険者証及び資格証明書の交付は、滞納世帯の実情を踏まえ、被保険者間の公平性に留意しながら、市町村において定める基準に基づき実施する。

(5) 財産調査・滞納処分の実施

滞納世帯の状況に応じて、適正に財産調査を行い、滞納処分を実施する。

また、青森県市町村税滞納整理機構を活用し、収納対策に努める。

■第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

本章では、国民健康保険制度の基本事業である保険給付が統一的なルールに従って確実に行われ、必要な保険給付が着実に行われるようにするために取り組む事項等を定めるものである。

1 レセプト(診療報酬明細書)の審査及び点検

(1) 市町村のレセプト点検の実施状況

保険者が診療報酬の適切な支払いを確保するためには、保険医療機関から提出・請求されたレセプトの診療内容・請求内容を審査し、請求誤り等がないか確認する必要がある。

本県においては、二次点検業務について、青森県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への委託により実施しているのは 36 市町村、点検員を配置して自ら実施しているのが 4 市町村（令和 2 年度）となっている。

(2) 市町村のレセプトの審査及び点検の充実

県は国保連合会と連携し、市町村のレセプト点検担当者を対象とした研修等を開催し職員の資質向上を図る。また、被保険者の受診動向や疾病特徴の把握・分析を行う。

あわせて、市町村に対して県及び国保連合会がレセプト点検に係る助言を行い、市町村において効率的な点検業務が行われるよう支援する。

(3) 県によるレセプト点検の実施

新制度においても保険給付の実施主体は引き続き市町村であることから、レセプト点検は一義的には市町村が実施すべきものであるが、県は、広域的な視点から、平成 30 年度から県内市町村間の異動があった被保険者のレセプト点検を行っており、さらに、令和 2 年度から専門的見地に基づくレセプト点検を行っている。

2 第三者行為求償事務の取組

保険給付の適正な執行のためには第三者行為求償事務の適正な実施は必要不可欠であり、各市町村において、例えば次のような取組を強化する必要がある。

(1) 周知広報の強化

ホームページ、広報紙や医療費通知等を活用した制度周知

(2) 発見手段の拡大

消防等の関係機関との連携等による発見手段の拡大

(3) 国保連合会等との連携強化

国保連合会に委託して実施している第三者行為求償事務共同処理事業の効果的な活用と、国保連合会が実施する第三者行為求償事務に関する研修会等による職員の資質向上

(4) 第三者求償事務アドバイザーの活用

市町村における第三者行為求償事務についての課題解決を目的とした第三者行為求償事務アドバイザーの積極的な活用

3 保険医療機関等への指導及び診療報酬等の返還事務

保険給付の適正な実施に資するものとして、県は東北厚生局青森事務所と合同で、保険医療機関及び保険医（保険薬局及び保険薬剤師）を対象に、保険診療（保険調剤）の報酬に係る指導・監査を実施している。

診療報酬（調剤報酬含む。以下同じ。）の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くものについては、市町村が保険医療機関からの返還に係る事務を行っている。

一方、平成 30 年度からは、県が市町村からの委託を受けて、不正請求等に係る返還事務のうち広域的な対応が必要なもの又は専門性が高いものを行うことができることとなった。県は事務処理方針等に基づき、事案ごとに対象を整理したうえで実施する。

4 療養費の支給の適正化

(1) 柔道整復施術療養費及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費

柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師による施術については、医学的見地から医師が施術を必要と認めた場合には療養費の対象とされている。

市町村は、療養費の適正化への取組の一環として、被保険者に対し、上記療養費の支給対象となる負傷等についての正しい知識を普及させるため、パンフレットの配布等により周知を図るとともに、医師の同意の有無や往療料の必要性について審査を行う。

また、多部位にわたる施術や、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等に対しては、文書や聞き取り等により施術の状況等を確認し、療養費の支給の適正化に努める。

県は、各市町村の療養費の支給に関する事務の点検を行い、市町村に対して随時助言を行う。

(2) 海外療養費

被保険者が海外渡航中に療養等を受けた場合については、当該被保険者からの申請により、海外療養費が支給される。

市町村は、海外療養費の不正請求対策に係る費用についての国の財政支援を活用し、海外において療養等を受けたとされる被保険者の渡航の事実や、支給申請に係る療養等が当該渡航期間内に行われたものであることを確認するなど、的確に審査を行う。

県は、国から提供された全国不正請求事例について各市町村に情報提供するほか、不正請求が疑われる事例が発生した場合には、市町村において効率的な審査が行われるよう助言するなど、必要な支援を行う。

5 高額療養費の多数回該当の取扱い

県が保険者となることに伴い、平成 30 年度からは、高額療養費の多数回該当の判定において、県内の市町村間における異動であって、かつ世帯の継続性が認められる場合には、直近 12 月間で通算して算定することとなった。県内で市町村をまたがる住所の異動があった場合、資格取得・喪失の異動はないものとして高額療養費の多数回該当を通算することとし、世帯の継続性等の判定に当たっては、国の通知をもとに判断する。

■第5章 医療費適正化の取組に関する事項

本章では、医療費適正化計画（第三期）に基づき実施している「健康の保持の推進」及び「医療の効率的な提供の推進」を図るための取組について定めるものである。

1 医療費適正化の状況と取組

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施

① 特定健康診査

本県の市町村国保における特定健康診査の実施率は年々上昇しており、平成 30 年度実績では 38.0%と、全国平均を 0.1 ポイント上回っている（図●-1）。

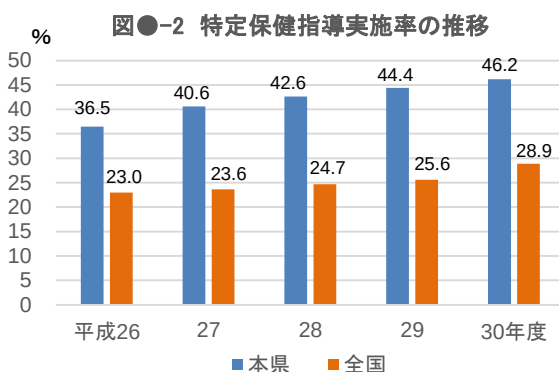
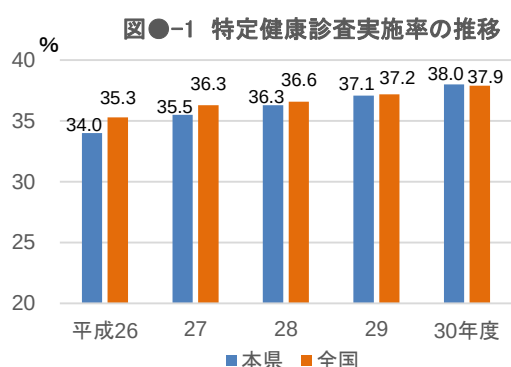
青森県医療費適正化計画（第三期）において設定した令和 5 年度における市町村国保の目標値（60%）を上回っているのは 2 町村となっており、市町村間においても、最高が 65.1%（田子町）、最低が 25.8%（三沢市）と 39.3 ポイントの差がある（図●）。

② 特定保健指導

本県の市町村国保における特定保健指導の実施率は、平成 30 年度実績では 46.2%と、全国平均を 17.3 ポイント上回っている（図●-2）。

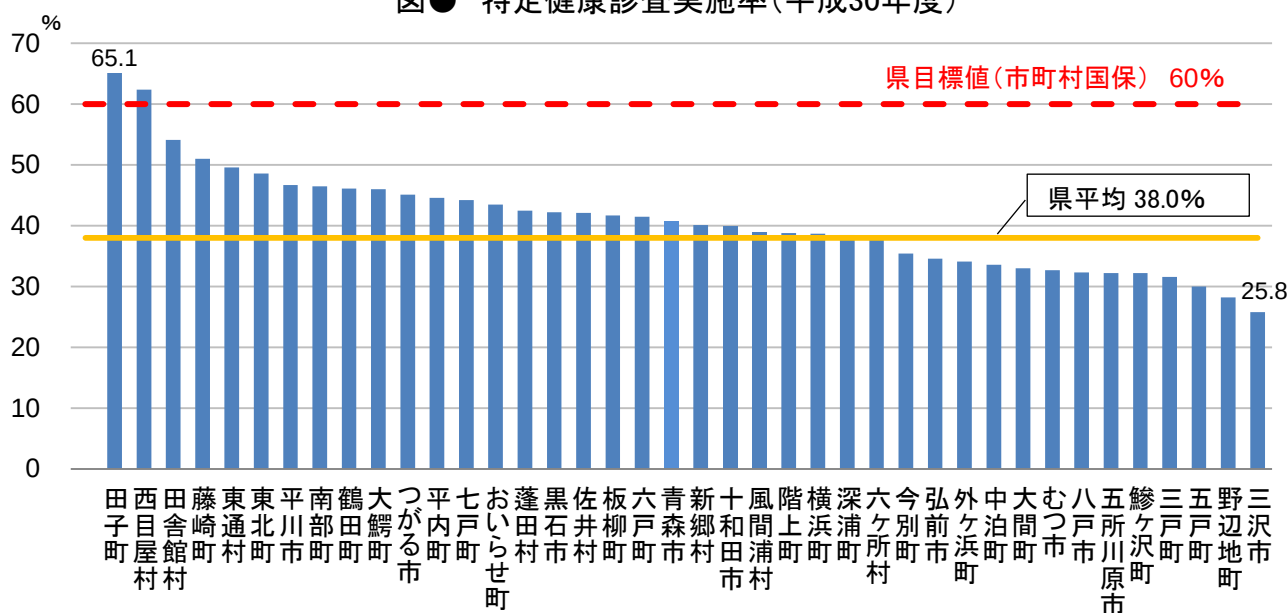
青森県医療費適正化計画（第三期）において設定した令和 5 年度における市町村国保の目標値（60%）を上回っているのは 13 町村となっており、市町村間においても、最高が 83.5%（板柳町）、最低が 10.3%（蓬田村）と 73.2 ポイントの差がある（図●）。

特定健康診査及び特定保健指導については、被保険者が自らの健康状態を把握し、生活習慣の改善を図ることで生活習慣病を予防することが重要であるとの観点から、利便性の向上、きめ細かな受診勧奨、受診の動機づけ等、引き続き実施率の向上に寄与する取組を行う。



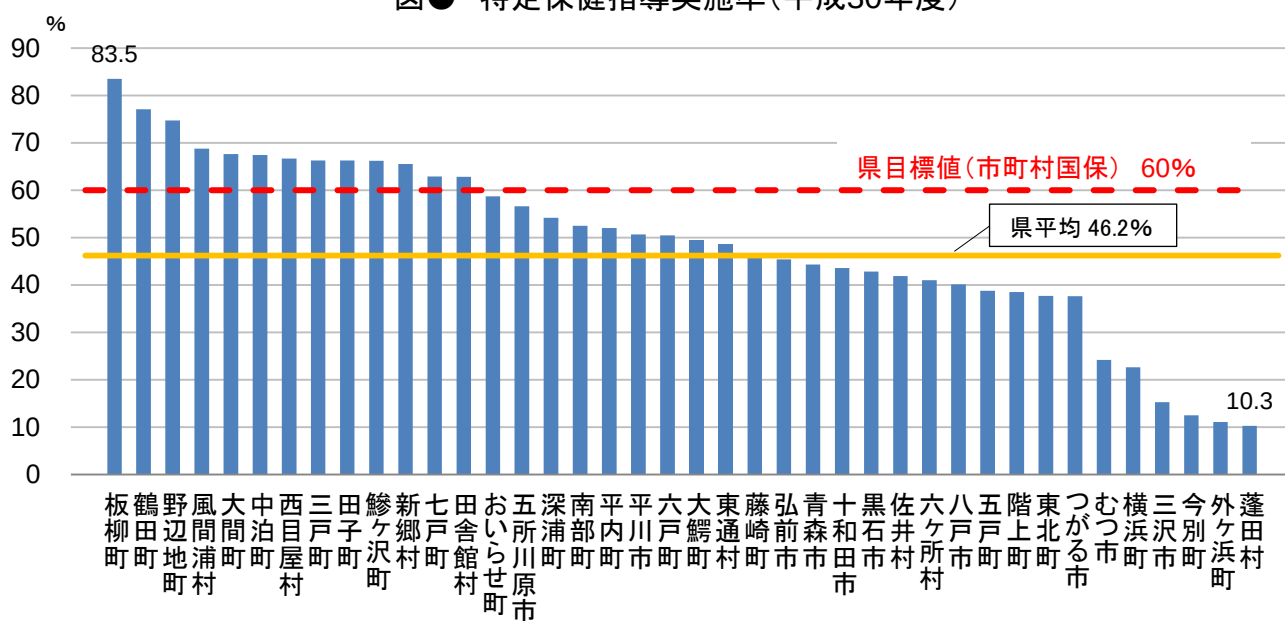
出典：特定健康診査・特定保健指導の実施状況について（厚生労働省）、平成 30 年度は国保連合会集計値

図● 特定健康診査実施率(平成30年度)



出典:国保連合会集計値

図● 特定保健指導実施率(平成30年度)



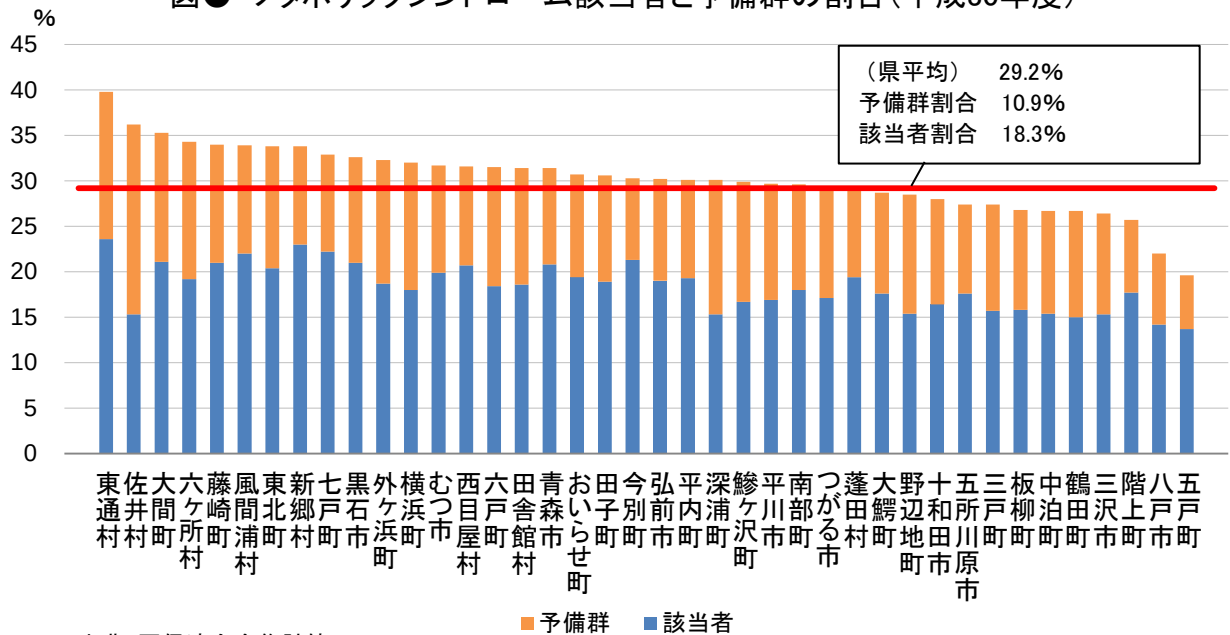
出典:国保連合会集計値

(2) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少

本県の特定健康診査受診者のうち、平成 30 年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は、29.2%（県平均、速報値）と、前年度より 0.8 ポイント上昇している（図●）。

メタボリックシンドロームは生活習慣病の要因とされていることから、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少に向けて、メタボリックシンドロームに関する知識の普及啓発や栄養・食生活の改善及び身体活動・運動の推進等の取組を行う。

図● メタボリックシンドローム該当者と予備群の割合（平成30年度）

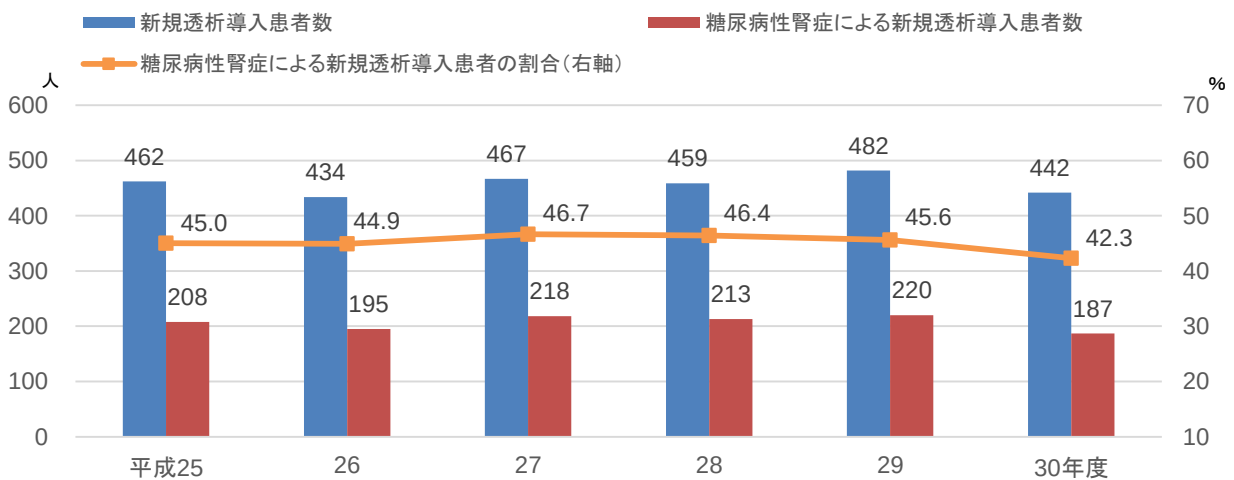


（3） 糖尿病性腎症の重症化予防

本県の新規透析導入患者数（国民健康保険の被保険者を含む全ての患者数）は、毎年 450 人前後で推移しており、このうち、糖尿病性腎症による新規透析導入患者数は、毎年 200 人前後となっている。新規透析導入患者数に占める糖尿病性腎症による新規透析導入患者数の割合は、概ね 45%前後で推移している（図●）。

医療費適正化の観点からは、重症化すると多額の医療費が必要となる糖尿病性腎症の重症化を予防するための取組を進めることが重要であるため、特に糖尿病性腎症の重症化リスクの高い被保険者に対し、糖尿病・腎臓病に関する知識の普及啓発や治療中断防止対策の強化等の取組を進める。

図● 本県の新規透析導入患者数の推移



(4) データヘルス計画の策定・推進

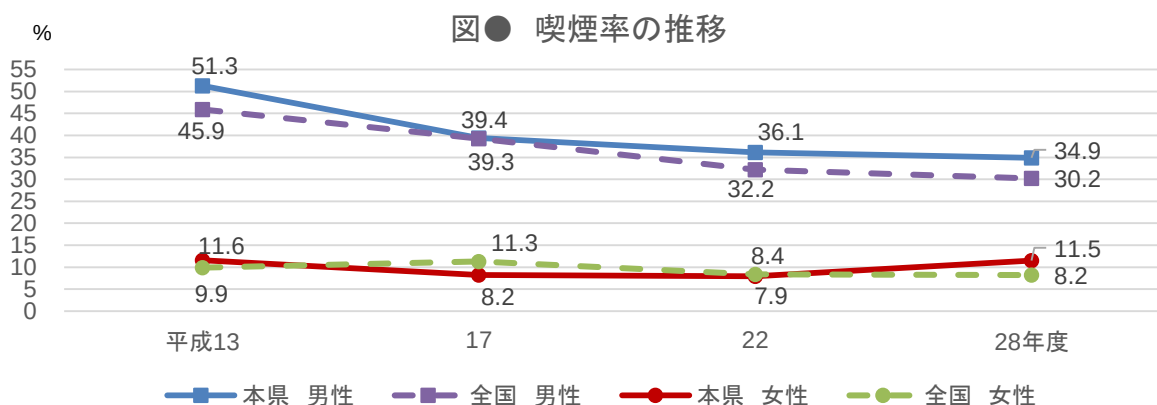
第二期データヘルス計画については、令和元年度時点において全市町村が策定している。

市町村は、国保データベース（KDB）システムによる健康・医療情報などの活用により効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るものとし、PDCAサイクルに沿ったかたちで、データヘルス計画に定められた取組の着実な推進に努める。

(5) 喫煙防止対策

本県における喫煙習慣のある人の割合は、男性が34.9%、女性が11.5%となっており、男性は全国平均（30.2%）と比べ4.7ポイント、女性は全国平均（8.2%）と比べ3.3ポイント高くなっている（平成28年度、図●）。

医療費への寄与度が高いがんや循環器疾患等の生活習慣病の発症を予防するためには、予防可能な因子の一つである喫煙による健康被害を回避することが重要であることから、引き続き喫煙に対する正しい知識の普及や受動喫煙防止対策等の取組を行う。



出典：〔青森県〕青森県健康・栄養調査、〔全国〕国民健康・栄養調査

(6) 重複・頻回受診者等に対する訪問指導

重複・頻回受診者及び多剤投薬者に対する市町村の訪問指導については、保健師や看護師により実施されているが、平成30年度における重複受診者に対する訪問指導を実施しているのは22市町村、頻回受診者に対する訪問指導を実施しているのは18市町村、多剤投与者に対する訪問指導を行っているのは15市町村となっている。一方で、いずれも「未実施」と回答した市町村は6町村となっている（表●）。

市町村は国保総合システムの活用等によりレセプト情報を抽出し、重複・頻回受診者等訪問指導が必要と認められる被保険者に対し、訪問指導を行う。

表9 重複・頻回受診者等の訪問指導実施状況（平成30年度）

（単位：市町村、件）

区 分	重複	頻回	多剤投与	未実施
実施市町村数(延べ)	22	18	15	6
対象者数(延べ)	1,376	221	175	—
訪問指導実施人数	763	146	125	—

出典：青森県高齢福祉保険課調べ

(7) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

本県における令和元年度の後発医薬品の使用割合は 77.7%で、全国平均を上回って推移しているものの、本県が医療費適正化計画（第三期）において設定した令和5年度における目標値（80%）は下回っている（表●、図●）。

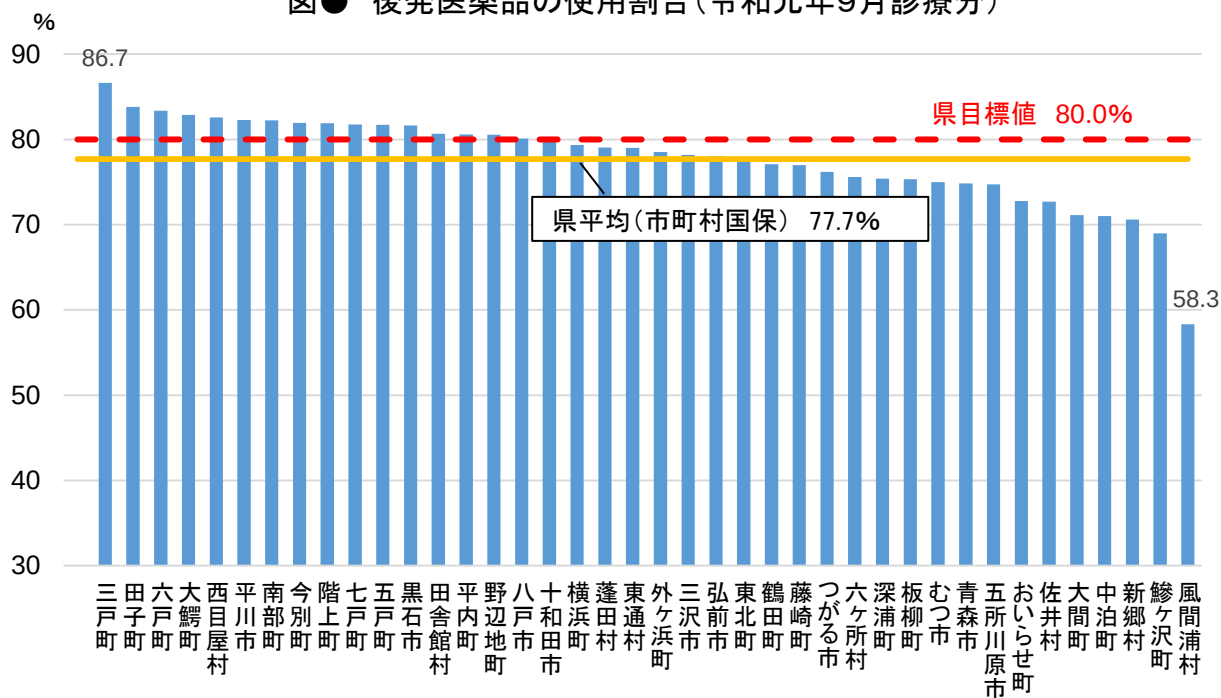
後発医薬品の使用を促進するため、市町村は、パンフレット及び後発医薬品希望カード（シール）等の配布や後発医薬品を使用した場合の自己負担額差額通知の送付等の取組を行う。

表 10 後発医薬品の使用割合(数量ベース、各年9月診療分) (単位: %)

区 分	平成 30 年	令和元年度
本県市町村国保	75.9	77.7
全国平均	72.6	76.7

出典:厚生労働省集計

図● 後発医薬品の使用割合(令和元年9月診療分)



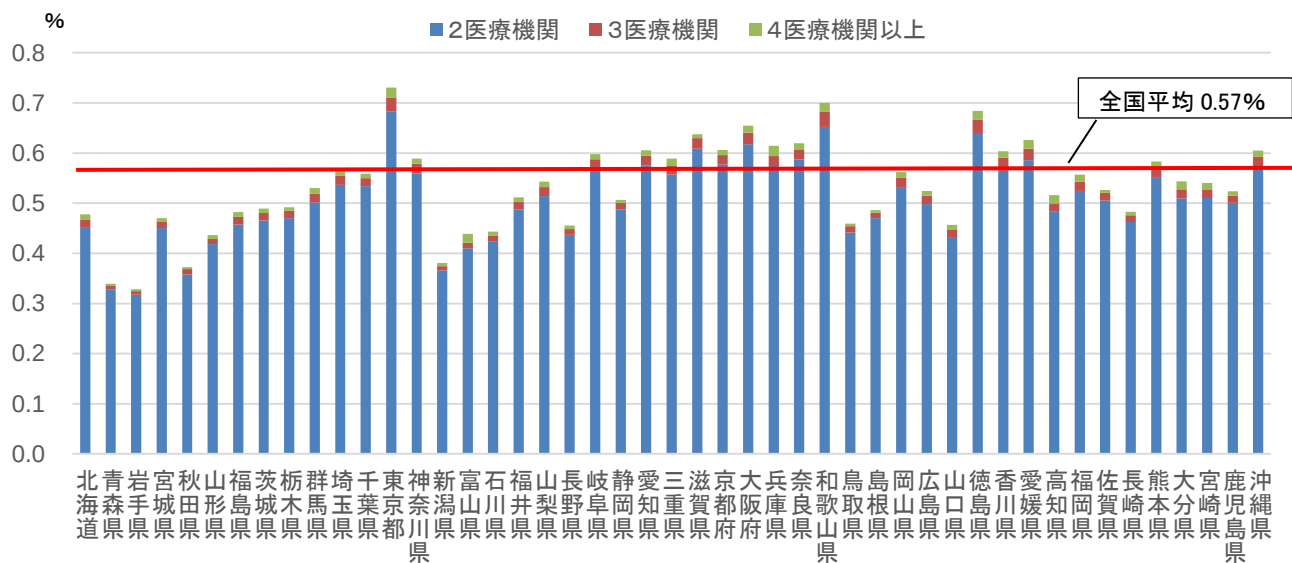
出典:厚生労働省提供データ

(8) 医薬品の適正使用

① 重複服薬

本県の同一月内に複数の医療機関から同一成分の薬剤を投与された薬剤費の割合は、平成30年10月診療分で0.34%であり、全国平均（0.57%）を下回っている（図●）。

図● 同一月内に複数の医療機関から同一成分の薬剤を投与された薬剤費の割合

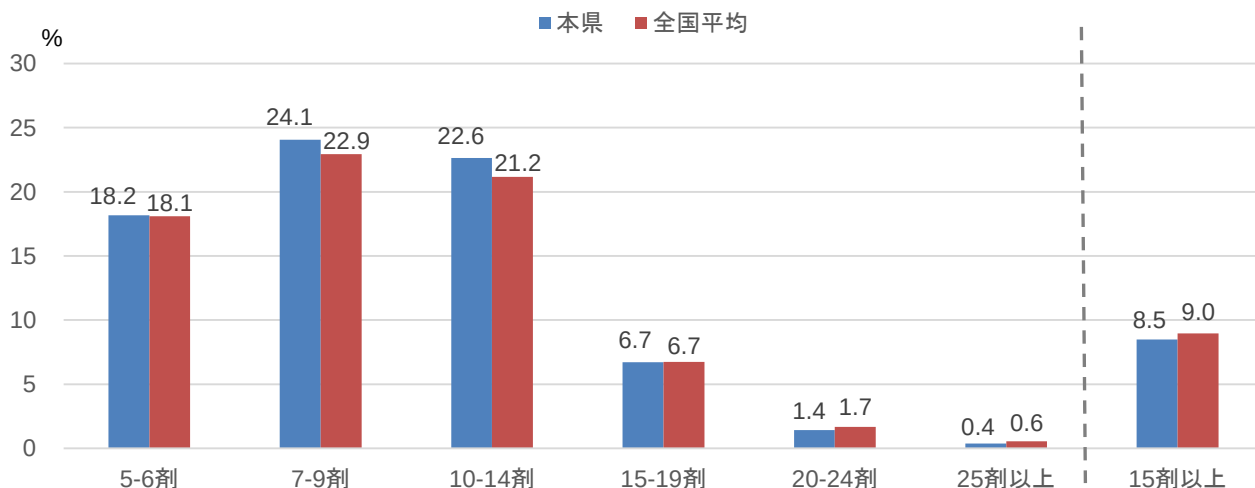


出典:厚生労働省提供データ(平成30年10月診療分)、国民健康保険以外を含む。

② 多剤投与

本県の同一月内に15剤以上の薬剤を投与された薬剤費の割合は、平成30年10月診療分で8.5%であり、全国平均(9.0%)を下回っている(図●)。

図● 同一月内に5剤以上の薬剤を投与された薬剤費の割合



出典:厚生労働省提供データ(平成30年10月診療分)、国民健康保険以外を含む。

市町村は、医薬品の適正使用を推進するため、効果的な普及啓発を行うとともに、薬剤師等と連携した訪問指導による服薬状況の確認や文書によるかかりつけ医・薬剤師等への相談勧奨等を行う。

(9) 医療費通知の実施

医療費通知は、被保険者に受診年月、受診者名、医療機関名、医療費の額等を通知することにより、健康に対する意識を深めてもらうとともに、国保事業の円滑かつ健全な運営に資することを目的に行うものであり、本県では、すべての市町村が実施している。

(10) その他予防・健康づくり

生活習慣に関する正しい知識の普及啓発、住民に対する予防・健康づくりに向けたインセンティブの提供及びがん検診、肝炎ウイルス検診等の特定健診以外の健診・検診に関する取組を行う。また、疾病予防及び住民の健康保持の観点から、予防接種を適正に実施するための取組を行う。

2 高医療費市町村に対する助言等

県内市町村のうち、医療費が被保険者数及び年齢階層別の分布状況等を勘案してもなお多額¹³となっている市町村がある場合には、当該市町村において「安定化計画」を作成し、計画的に医療費適正化に向けた取組を進める。

県は当該市町村の取組に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。

¹³ 厚生労働省令で規定される値を超える場合をいう。

■第6章 市町村の国民健康保険事業の効率化に関する事項

本章では、今後の被保険者数の減少に伴う市町村の事務効率の低下や、今後の制度改正等に伴う事務コストの増加に対応するための、市町村事務の広域化・標準化の推進と効率化を図るための取組等を定めるものである。

1 保険者事務の取組

現在、市町村は、国保連合会への委託により、被保険者証等の作成、高額療養費等の計算処理、各種統計資料の作成、資格・給付管理等の事務を実施している。

その他、市町村が担う事務のうち、効率化に向けて広域化、標準化すべきものについて、県、市町村、国保連合会が協議を行い、関係機関と調整を行っていく。

2 市町村事務処理標準システム

市町村が行う国民健康保険制度における資格管理や保険料（税）の賦課・収納等の業務を支援するため、国が開発した市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）は、制度改正の度に発生していた多額の改修費用や、膨大な作業時間の削減を可能としている。

標準システムの導入にあたっては、アプリケーションが無償配布されることや、市町村における自庁システムを管理している既存ベンダも導入・保守の対応が可能であることに加え、令和4年度までに生じる導入費用（令和5年度稼働開始）に対し「特別調整交付金」による財政支援が行われることで、技術的・費用的な負担は緩和されている。

県内市町村においては、同一のシステムを利用することにより、市町村間の機能格差の解消に繋がるとともに、法改正が生じた場合も国が対応システムを提供することで、改修に係るコスト削減による安定的な財政運営への寄与が見込まれ、標準システム導入後における市町村事務の標準化、広域化が進んでいくことは、被保険者のサービスの充実にも繋がるものである。

令和元年度における標準システムの導入状況は、本県は8市町村（導入率 20.0%）、全国では269市町村（導入率 15.7%）となっている。

また、令和5年度までの導入予定状況は、本県は25市町村（導入率 62.5%）、全国では724市町村（導入率 42.2%）となっている（表●）。

今後、県としては市町村事務の効率化のため、市町村と協力し情報共有を図りつつ、共同クラウドを含めた標準システムの導入に向けて、積極的な取組を行う。

表● 市町村事務処理標準システムの導入状況

区 分		導入済み		導入予定			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
累計導入市町村数	全国	257	269	348	430	568	724
	青森	8	8	13	15	24	25
累計導入率(%)	全国	15.0%	15.7%	20.3%	25.1%	33.1%	42.2%
	青森	20.0%	20.0%	32.5%	37.5%	60.0%	62.5%

出典：令和元年度市町村事務処理標準システムに係る導入意向調査（厚生労働省）をもとに作成

3 医療費適正化の取組

現在、市町村は、国保連合会への委託により、医療費通知、後発医薬品差額通知、レセプト点検、レセプト点検担当職員への研修、第三者行為求償事務共同処理事業等を行っている。

また、県は、広域的な視点から、平成 30 年度から県内市町村間の異動があった被保険者のレセプト点検を行っているほか、令和 2 年度から専門的見地に基づく点検を行っている。

その他、医療費適正化の取組のうち、効率化に向けて広域化、標準化すべきものについて、県、市町村、国保連合会が協議を行い、関係機関と調整を行っていく。

4 収納対策の取組

現在、市町村は、広域的な徴収組織（青森県市町村税滞納整理機構）を活用した徴収対策の実施のほか、国保連合会と連携し、保険料の納付に関する広報、国保連合会主催の収納担当職員への研修を実施している。

その他、収納対策の取組のうち、効率化に向けて広域化、標準化すべきものについて、県、市町村、国保連合会が協議を行い、関係機関と調整を行っていく。

5 保健事業の取組

現在、市町村及び国保連合会は、共同して特定健診の受診促進に係る広報を行っている。

また、国保連合会が中心となって、特定健診・特定保健指導等の研修会・意見交換会の実施、特定健診データや国保データベース（KDB）の活用に関する研修、データヘルス計画及び個別保健事業計画の策定・評価に対する支援、国保ヘルスアップ事業の支援・評価等を行っている。

その他、保健事業の取組のうち、効率化に向けて広域化、標準化すべきものについて、県、市町村、国保連合会が協議を行い、関係機関と調整を行っていく。

■第7章 保健・医療・介護・福祉・その他の関連施策との連携に関する事項

本章では、青森県に暮らす全ての人々が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、保健・医療・介護・福祉分野等の諸施策と連携した取組の実施等について定めるものである。

1 地域共生社会の実現に向けた市町村国保の主体的な取組

県及び市町村が運営する国民健康保険は、被保険者が安心して適時適切な医療サービスを享受できる地域社会を実現するための基本的な仕組みとして、今日に至るまで一貫して県及び市町村の健康福祉行政において重要な役割を果たしてきた。

青森県では、全国に先駆けて推進してきた「保健・医療・福祉包括ケアシステム」を基盤として、全ての県民が、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を過ごすことができる「青森県型地域共生社会」の実現に向けた取組を実施しているところであり、その実現のためにあらゆる政策資源を活用するという観点から、国民健康保険は保健・医療・介護・福祉の関連施策において、これまで以上に積極的かつ重要な役割を果たしていく必要がある。

特に、市町村国保の役割は重要であり、国民健康保険担当課による以下のような取組については、引き続き実施するものとする。

（組織内の連携）

- 「青森県型地域共生社会」の実現に向けた保健・医療・介護・福祉・住まいなど部局横断的な議論の場へ積極的に参画すること

（外部組織との連携）

- 「青森県型地域共生社会」に資する地域のネットワークへ主体的に参画すること
- 個々の被保険者に対する保健事業の実施状況について、地域の保健・医療・介護・福祉サービス関係者と情報を共有すること

また、本運営方針は、県が定める保健・医療・介護・福祉等に関する各種計画と整合性を保つよう策定されており、これらの計画と連携を図る上で、より具体的に市町村国保に求められる取組としては、以下のようなものが挙げられる。

- 保健事業の推進について、地域の健康課題を分析した上で、それぞれの被保険者に特有の課題等を踏まえつつ、青森県健康増進計画（健康あおもり21）に沿った健康づくりの取組を進めること
- 医療サービスの提供体制について、青森県地域医療構想を含めた青森県保健医療計画と整合性を保つ形で整備が進められるべきことに留意しつつ国保運営を行うこと
- データ分析等に基づく給付事務の適正実施及び効率的・効果的な保険給付の実施について、青森県医療費適正化計画に沿った多様な取組を着実に進めること

- 医療サービスは、要介護高齢者や障害児・者などに対しても、等しく、適時適切かつ公正な負担により提供されるべきものであることから、青森県介護保険事業支援計画（あおり高齢者すこやか自立プラン）、青森障害福祉計画、青森県地域福祉支援計画とも連携した運営を行うこと

さらに、住民にとって最も身近な行政機関である市町村には、「青森県型地域共生社会」の実現という理念を踏まえ、「地域づくり」に貢献する取組を実施することも期待されている。

具体的な取組内容については、それぞれの市町村において、それぞれの地域資源を把握し、関係者と協議を重ねていく中で、創意工夫が生まれ、多種多様な実践が重ねられていくべきものであるが、例えば以下のような取組を実施することが考えられる。

- 国保データベース（KDB）システム等を活用しつつ、保健事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者を抽出し、関係機関との共有を図ること
- 令和2年4月1日に施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険事業と（介護保険法の）地域支援事業を一体的に実施すること（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に主体的に関与すること）
- 被保険者を含む高齢者などが生きがいを感じながら健やかな日々を過ごすことができるよう、居場所・拠点・コミュニティの創出と、自立の促進・健康づくりにつながる住民主体の地域活動を支援すること
- 医療資源が不十分な地域における保健・医療・福祉を支える拠点としての機能を発揮してきた国保直診施設を積極的に活用して、保健・医療・介護・福祉体制を充実・強化し、地域貢献活動へも主体的に寄与していくこと

2 市町村に対する県の役割と支援

県は、国民健康保険の財政運営を担うとともに、「青森県型地域共生社会」の実現に向けた関連施策の中心的な担い手でもあることを踏まえ、市町村の国保担当との連携を更に深めていくとともに、県の国民健康保険担当部門として、保健・医療・介護・福祉政策担当部門が一層の連携を図っていく必要がある。

具体的には、県は、国保連合会とも密接に連携を図りながら、以下のような取組を進めることで、市町村への必要な支援を行うものとする。

- それぞれの市町村国保が保有するデータだけではなく、保健・医療・介護・福祉の幅広いデータを横断的に収集し、分析を加えた上で、それぞれの地域の課題をより深く理解し、市町村国保の事業運営の効率的・効果的な実施につなげることができるよう情報提供する。
- 県内の市町村国保の相互間の比較検討を行い、また、青森県の市町村国保の全国の中での位置付けなどを分析することで、それぞれの市町村国保が自身をより客観的に捉えることが可能となる情報提供を行う。

- 医師・歯科医師・薬剤師・看護職・リハ専門職・管理栄養士・社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員・介護福祉士等の専門職は「地域づくり」には欠かせない存在であることから、県として、職能団体とも連携しつつ、市町村が必要とする人材・知見等を得られる環境を整備する。
- 県全体の健康づくりの取組の推進にあたり、国保事業の中で獲得された知見等を活かす観点から、健康づくり担当部門に対して、積極的なデータ提供を行い、将来を見据えた地域保健の実施、健康づくりの展開に貢献する。

参 考 資 料

- 1 青森県国民健康保険運営方針改定の経緯
- 2 青森県国民健康保険運営協議会委員名簿

1 青森県国民健康保険運営協議会委員名簿

委員構成	氏 名	役 職 名
被保険者代表	竹内 勝子	青森県 J A 女性組織協議会会長理事
	蝦名 和美	蝦名和美税理士・社会保険労務士事務所所長
	鈴木 重一	青森市老人クラブ連合会副会長
	西濱 いく子	公募（横浜町保健衛生協力員協議会会長）
保険医又は保険 薬剤師代表	齋藤 吉春	（公社）青森県医師会副会長
	長内 幸一	（一社）青森県歯科医師会副会長
	木村 隆次	（一社）青森県薬剤師会会長
	高杉 滝夫	（公社）全国自治体病院協議会青森県支部長
公益代表	坂本 美洋	青森県国民健康保険運営協議会連絡会会長
	吉池 信男	公立大学法人青森県立保健大学副理事長
	須藤 昭彦	（公財）青森県総合健診センター常務理事
	桤谷 京子	（公社）青森県看護協会会長
被用者保険代表	工藤 達也	全国健康保険協会青森支部長
	工藤 和夫	青森県市町村職員共済組合事務局長
	高橋 幸正	青森銀行健康保険組合常務理事

2 青森県国民健康保険運営方針改定の経緯

日 程	内 容
令和 2 年 7 月 14 日	○市町村からの法定意見聴取
令和 2 年 10 月 30 日	○令和 2 年度第 1 回青森県国民健康保険運営協議会 ・青森県国民健康保険運営方針の改定に向けた検証 ・国民健康保険運営方針改定素案
令和 2 年 11 月 16 日	○令和 2 年度青森県国民健康保険市町村等連携会議 ・国民健康保険運営方針改定素案
令和 2 年●月●日 ～●月●日	○パブリックコメントの実施 ・県民からの意見募集
令和 3 年●月●日	○令和 2 年度第 2 回青森県国民健康保険運営協議会 ・国民健康保険運営方針原案の諮問 ・同協議会より答申